



## 資料編

- 
- 1 上越市環境基本条例
  - 2 策定経過  
(環境審議会・環境市民会議・  
環境推進会議)
  - 3 環境市民アンケート結果
  - 4 環境の整備目標の目指す状態と  
根拠
  - 5 環境基準
  - 6 規制基準等
  - 7 用語解説

# 1 上越市環境基本条例

上越市環境基本条例（平成八年十月十一日条例第四十一号）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本方針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備（第25条・第26条）

第5章 環境審議会（第27条—第31条）

### 附則

私たちのまち上越市は、水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、こまやかな人の心をはぐくみながら栄えてきた。

しかし、近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着する中で、廃棄物の増大、生活排水\*による水質\*汚濁、地下水\*の大量くみ上げによる地盤沈下など、人々の活動が環境に与える負荷は、自然の持つ復元能力を超えるほど大きくなりつつある。

そして、生態系の微妙な均衡を失わせ、人類の生存の基盤である地球環境にまで取り返しのつかない影響を及ぼすおそれが生じてきている。

もとより私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

それゆえ私たちは、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、今こそ地域から行動を起こし、国の内外の人々とも連携しながら積極的に環境の保全に取り組んでいかなければならない。

ここに私たちは、上越市に集うすべての人々の参加と協力により水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り継承していくことを決意し、新たな理念の下に、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層\*の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質\*の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音\*、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全についての基本理念)

**第3条** 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、その環境の恵沢を享受するとともに、人類存続の基盤である限りある環境が良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するように、適切に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、国の内外の地域と連携しながらすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのつり、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に伴つて生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのつり、次に掲げる事項を基本として物の製造、加工又は販売を行わなければならない。

(1) 製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めること。

(2) 再生資源\* その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するように努めること。

(3) 製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(滞在者の責務)

**第7条** 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

## 第2章 環境の保全に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

**第8条** 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観\*を形成するとともに、文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素の保全及び活用を図り、快適な生活環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源\*の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的利用（以下「資源の循環的利用」という。）を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

(環境基本計画)

**第9条** 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
  - (2) 環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ上越市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

ればならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 環境の保全に関する施策等

#### (環境基本計画との整合)

**第10条** 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

#### (環境影響評価\*の推進)

**第11条** 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の計画の確定に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境の保全上の支障を防止するための規制)

**第12条** 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害の原因となる行為
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

#### (環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

**第13条** 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

#### (環境の保全に関する施設の整備等)

**第14条** 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全を図るための施設を整備するとともに、事業者及び民間団体によるこれらの施設の整備が推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定める施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (資源の循環的利用等の促進)

**第15条** 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。

(調査及び研究の実施等)

**第16条** 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

**第17条** 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制を整備するものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

**第18条** 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

**第19条** 市は、市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源\*に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

**第20条** 市は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷を低減するために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

**第21条** 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層\*の保護、酸性雨\*対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等と連携し、環境の保全に関する情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(情報の提供)

**第22条** 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

**第23条** 市は、市民等の意見を環境の保全に関する施策に的確に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

**第24条** 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策について議会に報告し、これを公表しなければならない。

## 第4章 環境の保全に関する施策の推進体制の整備

### (市民等との連携)

第25条 市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民等との連携体制の整備に努めるものとする。

### (国等との協力)

第26条 市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

## 第5章 環境審議会

### (設置)

第27条 環境基本法\*（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、上越市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第28条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第29条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

### (委員の任期)

第30条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委任)

第31条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（上越市公害防止条例の一部改正）

2 上越市公害防止条例（昭和四十七年上越市条例第五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

## 附 則（平成十四年条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

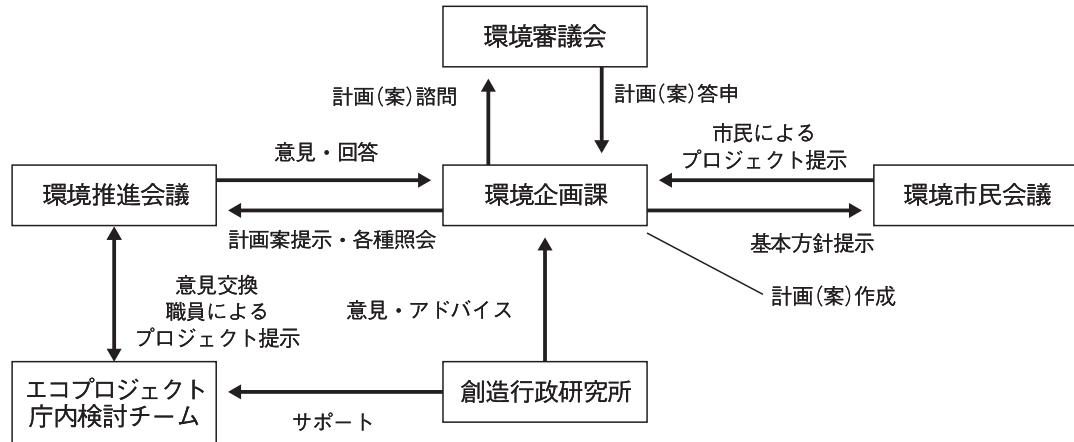
## 2 策定経過

### (1) 策定スケジュール

年月	市民意見等	庁内検討	環境審議会
平成16年度			
平成16年 5月			・第1回審議会（16.5.7） 基本計画課題整理
7月			・第2回審議会（16.7.2） 基本計画について意見交換
9月			・第3回審議会（16.9.28） 行動計画について意見交換
10月	・第1回市民会議（16.10.2） 委員の委嘱 ・第2回市民会議（16.10.19） 環境問題学習会（～第5回）		
11月	・第3回市民会議（16.11.18） ・第4回市民会議（16.11.25） ・環境市民アンケート（合併前 上越市）（16.11.30～12.14）		
12月	・第5回市民会議（16.12.20）		
平成17年 1月	・環境市民アンケート（13区） (17.1.20～2.4) ・市民会議13区委員委嘱状交付 (17.1.26)		
2月	・第6回市民会議（17.2.6） 環境問題についてグループ ディスカッション ・第7回市民会議（17.2.24） 市民プロジェクトの検討（～ 第17回）		
3月	・第8回市民会議（17.3.15）		・第4回審議会（17.3.28） 基本計画についての意見 まとめ
平成17年度			
4月	・第9回市民会議（17.4.21）		
5月	・第10回市民会議（17.5.24）		
6月	・第11回市民会議（17.6.16）		
7月	・第12回市民会議（17.7.5）		
9月	・第13回市民会議（17.9.22）		
10月	・第14回市民会議（17.10.27）		
11月	・第15回市民会議（17.11.24）	・第1回庁内検討チーム会議 (17.11.24) チーム設立の趣旨、活動内 容について説明	・第1回審議会（17.11.22） 行動計画についての意見ま とめ

年月	市民意見等	庁内検討	環境審議会
平成18年 1月	・第16回市民会議 (17.12.20)	・第2回庁内検討チーム会議 (17.12.7) 理想像の構築について検討 ・第3回庁内検討チーム会議 (17.12.21) プロジェクト候補について検討	
	・第17回市民会議 (18.1.26)	・第4回庁内検討チーム会議 (18.1.12) エコプロジェクトを検討 (~第5回)	
		・第5回庁内検討チーム会議 (18.2.15)	
平成18年度			
6月			・第1回審議会 (18.6.9) 改訂スケジュールの確認
10月	・第18回市民会議 (18.10.3) 改訂の方針、基本計画原案概要について検討 ・第19回市民会議 (18.10.23) 重点取組について検討し、市民会議での検討を終了		
11月			・第2回審議会 (18.11.24) 第2次基本計画案諮問
12月		・環境推進会議 (18.12.4) 第2次基本計画原案概要について検討	・第3回審議会 (18.12.1) 第2次基本計画原案概要について検討
平成19年度			
平成19年 5月			・第1回審議会 (19.5.29) 検討経過の確認
11月		・環境推進会議 (19.11.20) 望ましい環境像、基本目標、施策体系について検討	
12月			・第2回審議会 (19.12.17) 第2次基本計画案について検討
平成20年 1月	・第2次基本計画（案）についてパブリックコメントの実施 (20.1.30~3.5)	・政策検討会議 (20.1.7) 望ましい環境像、基本目標、施策体系について検討 ・環境推進会議 (20.1.7) 第2次基本計画（案）について検討	・第3回審議会 (20.1.17) 第2次基本計画案答申
	・パブリックコメントの結果の公表 (20.3.28~4.30)		
第2次環境基本計画策定			

## (2) 策定体制



### ■環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項の審議などを行うため、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員により組織しています。

### ■環境市民会議

第2次環境基本計画・プロジェクト集の策定に当たり、原案の作成時から環境改善活動の主体となる市民が参加することにより市民が行動できる計画づくりを進めるため公募委員などにより組織しました。

### ■エコプロジェクト府内検討チーム

第2次環境基本計画の策定にあわせ、上越市の都市ブランドの一つである環境政策を戦略的に推進するため、今後重点的に行うべきプロジェクトを策定することを目的に職員により組織しました。

### ■環境推進会議

第2次環境基本計画の策定に当たり、施策の総合的な推進及び調整等を行うため、市民生活部長、環境企画課長及び部門主管課長等により組織しています。

## (3) 上越市環境審議会

## ① 委員名簿

区分	所 属 等	役 職	委 員	期 間
会 長	上越教育大学	元 教 授	大悟法 滋	
副会長	N P O 法人新潟県消費者協会上越支部	理 事	小 池 千代子	
委 員	N P O 法人エコグリーン	代 表	青 木 ユキ子	
	上越教育大学	助 教 授	阿 部 靖 子	H16年度
	国土交通省北陸地方整備局 高田河川国道事務所	所 長	上 田 誠	H16年度
			能 登 優 一	H17年度～H18年度
			今 野 和 則	H19年度～
	公募市民		岩 井 栄 子	H17年度～H18年度
	公募市民		上 原 みゆき	H19年度～
	N P O 法人日本自然学習実践センター里やま学校	理 事 長	大 嶋 清 一	H19年度～
	公募市民		岡 崎 行 雄	H17年度～H18年度
えちご上越農業協同組合	上越支店長	板 垣 哲 男		H16年度～H17年2月
		古 川 廣 忠		H17年3月～H18年2月
		松 井 孝		H18年3月～5月
	代表理事 専務理事	市 橋 定 吉		H18年6月～H19年3月
	役 員	小日向 米 子		H19年度～
新潟地方気象台	高田測候 所 長	小 林 弘 多		H16年度
		渡 辺 文 弥		H17年度～H18年度
		大 谷 晶		H19年4月～10月
	台 長	金 田 三 郎		H19年10月～
町内会長連絡協議会	副 会 長	木 澤 勝		H16年度
上越市建設業協会	理 事	久保田 洋 子		
N P O 法人キングハーベスト	理 事	熊 田 まり子		H16年度～H18年度
公募市民		栗 田 朝 子		H19年度～
上越資源リサイクル協同組合	理 事 長	飛 田 尚 文		H16年度
	理 事	小 池 作 之		H17年度～
農村地域生活アドバイザー		寄 木 久 子		H16年度～H17年度
		野 口 信 子		H17年度～H18年度
		小 林 百合子		H19年度～
公募市民		小 山 貞 榮		H19年度～

区分	所 属 等	役 職	委 員	期 間
委 員	NPO法人マミーズ・ネット	会 員	常 谷 啓 子 榎 まゆみ	H16年度 H17年度～H18年度
	上越市男女共同参画審議会	元 会 長	坂 本 喜十子	
	上越教育大学	教 授	佐 藤 芳 徳	
	上越市教育委員会	委 員	小 林 元 直 原 寿 枝	H16年度～H18年度 H19年度～
	三菱化学直江津事業所	所 長	杉 崎 英 雄	H16年度
	上越医師会	会 長	杉 田 玄	H16年度
	上越商工会議所	専務理事	染 谷 浩	
	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 中央農業総合研究センター 北陸研究センター	水田利用部長 研究管理監	森 田 弘 彦 寺 島 一 男	H16年度 H17年度～
	イオン(株)ジャスコ上越店	副 店 長	布留川 栄 一 中 川 守	H16年4月～5月 H16年6月～H20年1月
	新潟県立看護大学	学 長	中 島 紀恵子	H17年度～
	上越教育大学	教 授	西 山 保 子	H16年度～
	(財)上越環境科学センター	主任技術員 センター長	高 橋 卓 早 津 康 治	H16年度
	平成12年度 新ごみ処理総合システム導入モデル事業実施地区	代 表	福 山 弘 子	H16年度～H18年度
	廃棄物減量等推進審議会	市民代表	布 施 静 枝	H19年度～
	NPO法人工エコネット上越	理 事 長	古 澤 良 彰	
	上越市連合婦人会	副 会 長 元 会 長	羽 尾 美 子 保 坂 いよ子	H16年度 H17年度～
	公募市民		宮 下 セツ子	H17年度～H18年度
	連合新潟上越地域協議会	議 長	吉 川 武 男 小 山 政 彦	H16年度～H17年11月 H17年11月～H18年度
		役 員	守 橋 のり子	H19年度～
	日本野鳥の会新潟県支部	前副支部長	山 本 明	
	公募市民		渡 邊 篤 史	H19年度～
	新潟県上越地域振興局農林振興部	副部長	皆 川 健 五 渡 部 道 男	H16年度 H17年度～

※敬称略、五十音順

役職等は、任期中のもの

期間の記載は、計画策定途中で異動があったもの

#### (4) 上越市環境市民会議

##### ① 設置要綱

###### (目的)

第1条 平成17年度に予定する上越市環境基本計画及び上越市環境行動計画の変更に当たり、原案の作成時から環境改善活動の主体となる市民が参加することにより市民が実践する計画づくりを進めるため、上越市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

###### (所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長へ報告するものとする。

- (1) 上越市環境基本計画の変更の原案に関すること。
- (2) 上越市環境行動計画の変更の原案に関すること。

###### (組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する60人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 環境保全活動に関係する団体の構成員
- (3) 事業者
- (4) その他市長が必要と認める人

###### (委員の任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱の日から平成17年度に予定する上越市環境基本計画及び上越市環境行動計画の変更が終了する日までとする。

###### (会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

###### (会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

###### (部会)

第7条 市民会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

###### (関係者の出席等)

第8条 会議は、協議に必要があると認めるときには、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

###### (委員の報酬等)

第9条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が会議に出席するため、旅費を要するときは、その旅費について費用弁償として旅費を支給する。  
(庶務)

第10条 市民会議の庶務は、環境企画課において処理する。

###### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

###### 附 則

この要綱は、平成16年8月15日から実施する。

###### 附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

## (2) 委員名簿

## 第1グループ（ごみ問題と循環型社会\*）

氏名	氏名	氏名
赤坂 珠子	中川 祐実	保坂 光子
上原千鶴子	◎野口 清隆	横山 郁代
○大滝美津江	姫野 初子	
富田 國子	福田 龍造	

## 第2グループ（ごみ問題と循環型社会）

氏名	氏名	氏名
岩井 栄子	◎栗田 朝子（会長）	宮尾 純
岡村 親一	小林 則子	宮崎 ツヤ
○神林 嘉治	中嶋 陽子	横尾 恵子
國田千恵子	西野 稔	

## 第3グループ（エネルギーと地球温暖化\*）

氏名	氏名	氏名
小坂きみ子	外立 三男	宮尾 正治
小菅いづみ	平井 殊美	矢野 利雄
佐藤 克義	廣田真知子	◎吉田 実
高野 悠	○松繩 武女	

## 第4グループ（自然環境の保全）

氏名	氏名	氏名
小川 雅子	白石智慧子	丸田貴美子
小池 直英	閑原 剛	水越 勝
○小山 貞榮	田村 安男	
塩崎 直二	○西山 薫	

## 第5グループ（自然環境の保全）

氏名	氏名	氏名
小市 重夫	長井美佐子	古澤 和子
◎小林 栄（副会長）	中村 高二	室橋 勇吉
○重原 稔	福富 由加	横山 由雄
白川 信廣	布施 一郎	

※敬称略、グループ別五十音順

◎はグループリーダー、○はサブリーダー

## (5) 上越市環境推進会議

## ① 会議構成

区分	所 属 ・ 職 名	
会 長	市民生活部長	
副会長	市民生活部	環境企画課長
委 員	総務部	総務課長
	財務部	財政課長
	企画・地域振興部	企画政策課長 上越市創造行政研究所次長
	市民生活部	危機管理企画課長 生活環境課長 環境施設課長
	都市整備部	監理課長 都市計画課長
	産業観光部	産業振興課長
	農林水産部	農政企画課長
	健康福祉部	福祉課長
	教育委員会	教育総務課長 学校教育課長
	ガス水道局	総務課長
	安塚区総合事務所長	
	浦川原区総合事務所長	
	大島区総合事務所長	
	牧区総合事務所長	
	柿崎区総合事務所長	
	大潟区総合事務所長	
	頸城区総合事務所長	
	吉川区総合事務所長	
	中郷区総合事務所長	
	板倉区総合事務所長	
	清里区総合事務所長	
	三和区総合事務所長	
	名立区総合事務所長	

### 3 環境市民アンケート結果

#### ○目的

- ・上越市環境基本計画及び環境行動計画の改訂にあたって、市民が望む環境像や環境保全活動の実施状況等を把握し、検討の基礎資料とする。

#### ○調査対象、調査期間

##### 【合併前の上越市】

- ・対象：16歳以上の男女1,000人、計2,000人（無作為抽出）
- ・期間：平成16年11月30日（火）～12月14日（火）

##### 【13区】

- ・対象：16歳以上の男630人、女631人、計1,261人  
(無作為抽出、人数は合併前の上越市の調査人数から人口比で按分)
- ・期間：平成17年1月20日（木）～2月4日（金）

##### 【合計】

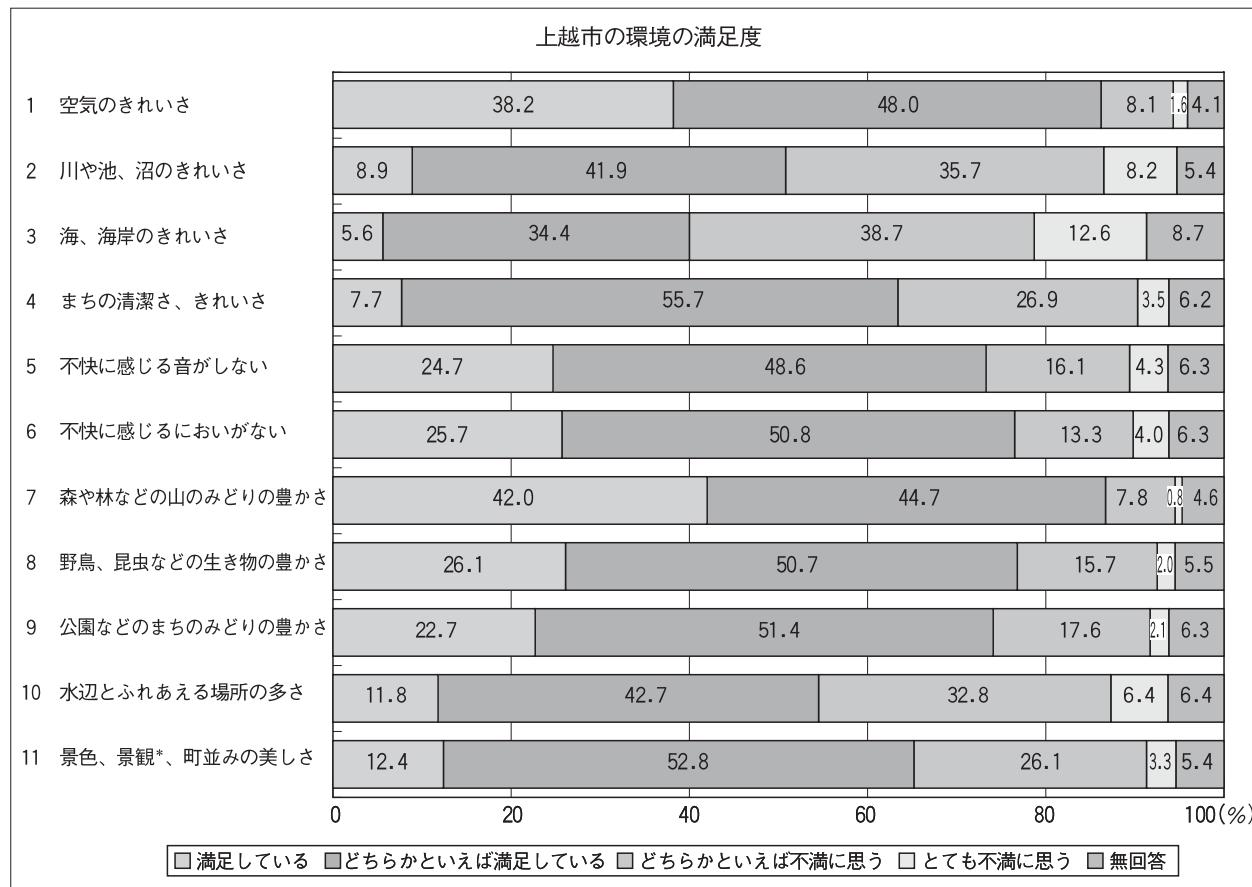
- ・対象：男1,630人、女1,631人、計3,261人

#### ○回収結果

	対象者数	回答数	回答率
合併前の上越市	2,000人	1,012人	50.60%
13 区	1,261人	760人	60.30%
合 計	3,261人	1,772人	54.30%

## ■上越市の環境の満足度

■あなたは、上越市の環境について満足していますか。それぞれの項目について1つ○をつけてください。



### 【考 察】

#### ○満足度の高いもの（設問の7→1→8→6→9の順に高い）

回答のうち“満足している”、“どちらかといえば満足している”を合算した上位5項目は全て75%以上となっている。上位回答はいずれも地域環境に関する項目が占めており、この地域本来の環境に対する満足度は高く、元々自然（水源）環境に恵まれた地域といえ、現状維持と自然保護が求められている。

#### ○満足度の低いもの（設問の2、3、10が低い）

回答はすべて水関係が占めている。

上越市には長い海岸線が広がり、海水浴場、海浜公園などレジャーとして利用できる自然の財産が豊富にある。

近年、利用者のマナーの低下によるごみや漂着物等により海岸が汚れている状況にある。

また、大きな河川の河口もあり、不法投棄\*等によるごみの流出が流域の海岸に広がっていることも事実である。

○傾向

- ・森や林など山のみどりの豊かさについては、旧東頸城郡地区で“満足している”との回答が64.5%と非常に高く、逆に海岸を有する地区では33.5%と約半数である。空気のきれいさ、野鳥、昆虫などの生き物の豊かさも同じ傾向にあり、旧東頸城郡地区は、全体的に満足度が高い。
- ・海岸を有する地区では、海、海岸のきれいさの満足度が全体集計と比較して7%低くなっている。地区で海岸の清掃を行ってもなかなかきれいにならない現状から、このような回答傾向になったと推測される。

■自慢できる、次の世代に残したい上越市の自然や景観\*（自由記入項目）

○（回答の多いもの）

- ・居住区の観光の名所、旧跡などの回答が非常に多い。
- ・高田公園、雁木通り（全市的に非常に多い）
- ・雁木通り、寺町通り、春日山等の史跡（文化財、景観）
- ・海岸、日本海に沈む夕日など（13区で海岸を有する地区が多い）
- ・湖沼（13区が多い）
- ・米山、妙高山
- ・清水、湧き水
- ・田園風景

○（少数ではあるが回答のあったもの）

- ・空気のきれいさ
- ・小動物が生息
- ・静かさ

■次の世代までには解決しておきたい上越市の環境問題（自由記入項目）

○（回答の多いもの）

- ・ごみのポイ捨て、不法投棄\*による道路沿い、海岸などの汚れ
- ・ペットのウンの後始末
- ・河川の水質\*改善
- ・野焼き、工場などから排出される臭い

○（少数ではあるが回答のあったもの）

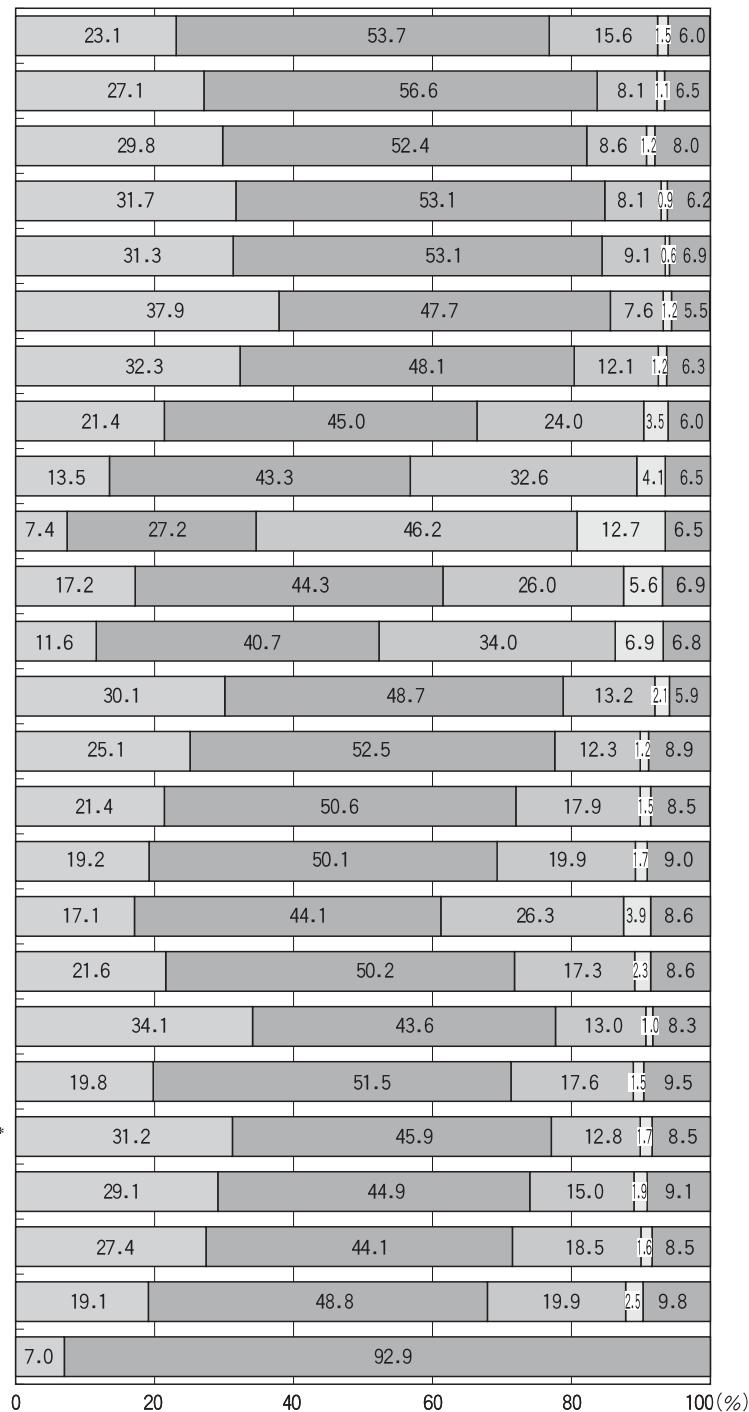
- ・農地保全
- ・雪対策
- ・緑化、自然保護
- ・地盤沈下
- ・下水道、道路、河川、海岸整備
- ・カラス対策

## ■環境問題への関心度

■次の環境問題について、あなたはどの程度の関心をお持ちですか。それぞれの環境問題について、あなたの考えにあてはまるもの1つに○をつけてください。

環境問題への関心度

- 1 自動車や鉄道、工場からの騒音\*や振動
- 2 川や池、沼の水質\*汚濁
- 3 海の水質汚濁、海岸の汚れ
- 4 家庭や事業所から排出されるごみの増加
- 5 資源の再利用・リサイクル\*
- 6 ごみの不法投棄\*、最終処分場\*の不足、新たな処理施設の建設問題
- 7 ダイオキシン類\*や環境ホルモン\*による汚染
- 8 地下水\*の汲み上げによる地盤沈下
- 9 自動車や鉄道、工場からの騒音や振動
- 10 ピアノ、ベット、ステレオなどによる近隣騒音\*
- 11 工場や河川などからの悪臭
- 12 飲食店や家庭からの悪臭
- 13 森や林など山のみどりの減少、荒廃
- 14 公園などのまちのみどりの充実
- 15 野鳥や昆虫、魚など身近な生き物の減少
- 16 川や池など身边にふれあえる水辺の減少
- 17 文化財や歴史的資源\*の保存、活用
- 18 景色、景観\*、町並みに配慮したまちづくり
- 19 除雪、克雪、雪の有効利用
- 20 資源やエネルギーなどの使用量の増加
- 21 二酸化炭素\*などの温室効果ガス\*による地球温暖化\*
- 22 フロン\*ガスなどによるオゾン層\*の破壊
- 23 酸性雨\*による動植物への影響や建築物への被害
- 24 環境保全活動における市民、事業者、行政の協働
- 25 その他



0 20 40 60 80 100(%)

□ とても関心がある ■ 関心がある □ あまり関心がない □ 関心がない ■ 無回答

## 【考 察】

### ○関心の高いもの（設問の6→4→5→2→3の順に高い）

回答のうち“とても関心がある”、“関心がある”を合算した上位5項目は、不法投棄\*、資源の再利用、ごみの関係、水質\*の関係で、市民の生活に直接身近に関係することが占めている。

また、“とても関心がある”的回答で、除雪、克雪、雪の有効利用が第2位にランクされ、雪を利用、活用した施策の推進も検討する必要がある。

注目すべき点は、合併前上越市は上位5項目すべてにおいて85%を越えているのに対し、13区では82.7%が最高である。これを更に75%以上の項目数で比較すると、合併前の上越市が13項目あるのに対し13区は6項目と少なく、環境に関する関心度に差があることが分かる。居住地の環境自体に差があるほか、合併前の上越市は早くから環境施策に取り組んでおり、市民意識に差があることが推測される。

### ○関心の低いもの（設問の9、10、12が低い）

関心度が低い回答は、騒音\*、振動、悪臭で共通している。

それぞれの項目で、合併前の上越市より13区の回答が平均で16ポイント低く、幹線道路、鉄道等の交通網の違い、居住地が比較的ゆったりしている等の立地条件が影響していることが推測される。

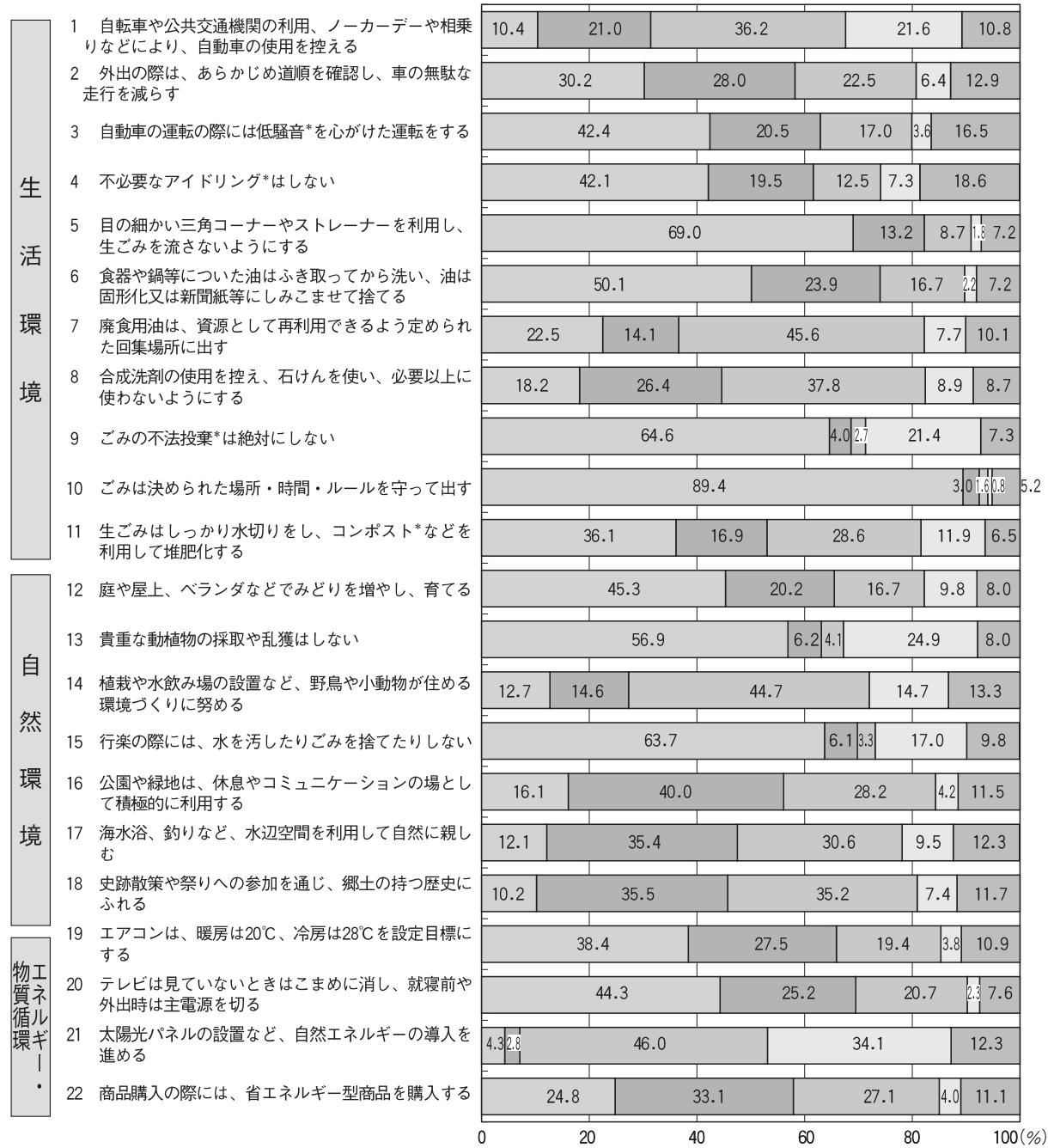
### ○傾向

- ・除雪、克雪、雪の有効利用は、降雪量の多い地区、海の水質汚濁、海岸の汚れは海岸を有する地区で回答が多い。
- ・ごみの不法投棄\*、最終処分場\*の不足、新たな処理施設の建設問題は若干のバラツキがあるものの“とても関心がある”が多い。

## ■環境改善活動への取組

■次の環境にやさしい取組について、あなたは家庭や仕事場での生活の中で、どのくらい取り組んでいますか。それぞれの項目ごとに、あなたにあてはまるもの1つに○をつけてください。

環境改善活動の実践





## 【考 察】

### ○環境改善活動の取組みが多いもの（設問の10→25→5→32→26の順に高い）

回答のうち“いつもしている”、“ときどきしている”を合算した上位10位までの項目は、日常生活の中で比較的簡単に取り組むことができ、実践できている事が中心であり、全市的におおむね同一傾向であった。

### ○環境改善活動の取組が少ないもの（設問の21、27、44が低い）

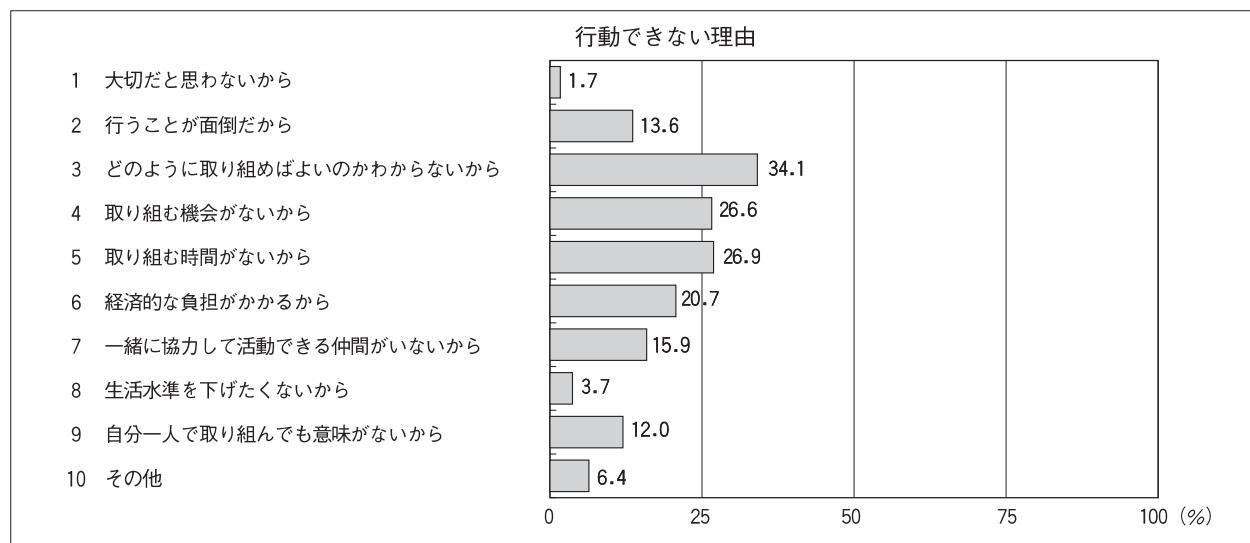
少ないものの回答は、太陽光パネルの設置、自然エネルギーの導入、節水コマと取り付けなど、コストが高いもの、一般的に普及していないもののほか、市民が参加（実践）や行動する項目であり、市民自らアクションを起こさないと取り組めないものが中心であるが、“今後行いたい”的回答が多く、市民への啓発が必要である。

### ○傾向

- ・取組が多いものの回答すべてにおいて、合併前上越市と13区で約5%の開きがある。これは合併前上越市の環境施策の取組状況により生じたことが推測され、今後13区の市民への意識啓発を行う必要性がある。
- ・生活環境、エネルギー・物質循環における、台所や家庭内での取組で男女間の差があり、日常生活の実態が反映したと推測される。

## ■行動できない理由

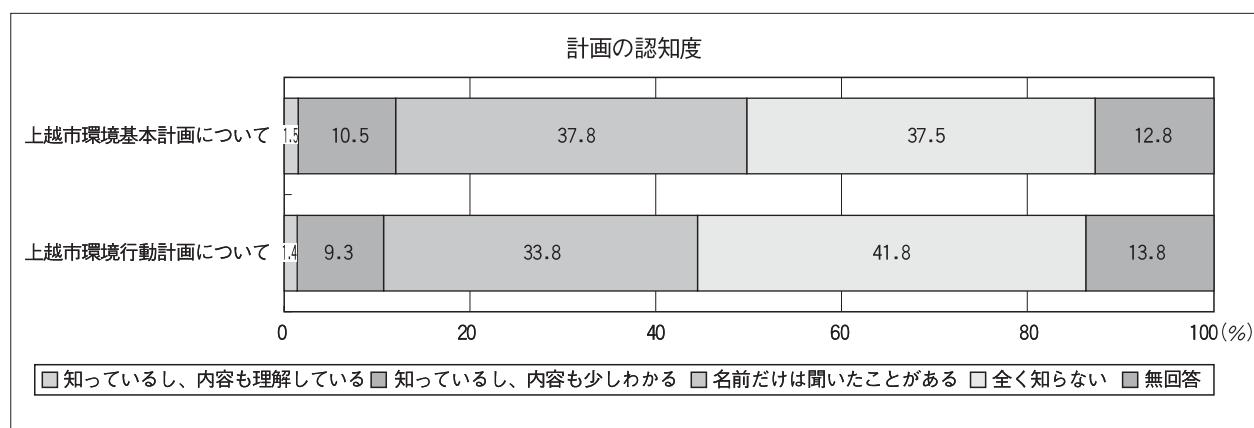
■環境にやさしい取組を行いたくてもできない、あるいは今後も行わない理由は、いろいろなことが考えられますが、あなたの考えにあてはまる理由を次の中から選んでください。（いくつでも○をつけてください）



- ・“どのように取り組めばよいのかわからない”、が第1位であり、身近に取り組めることを含め、行動できるものを紹介することと、一人ひとりの取組から始めることが重要であることを意識啓発する必要がある。

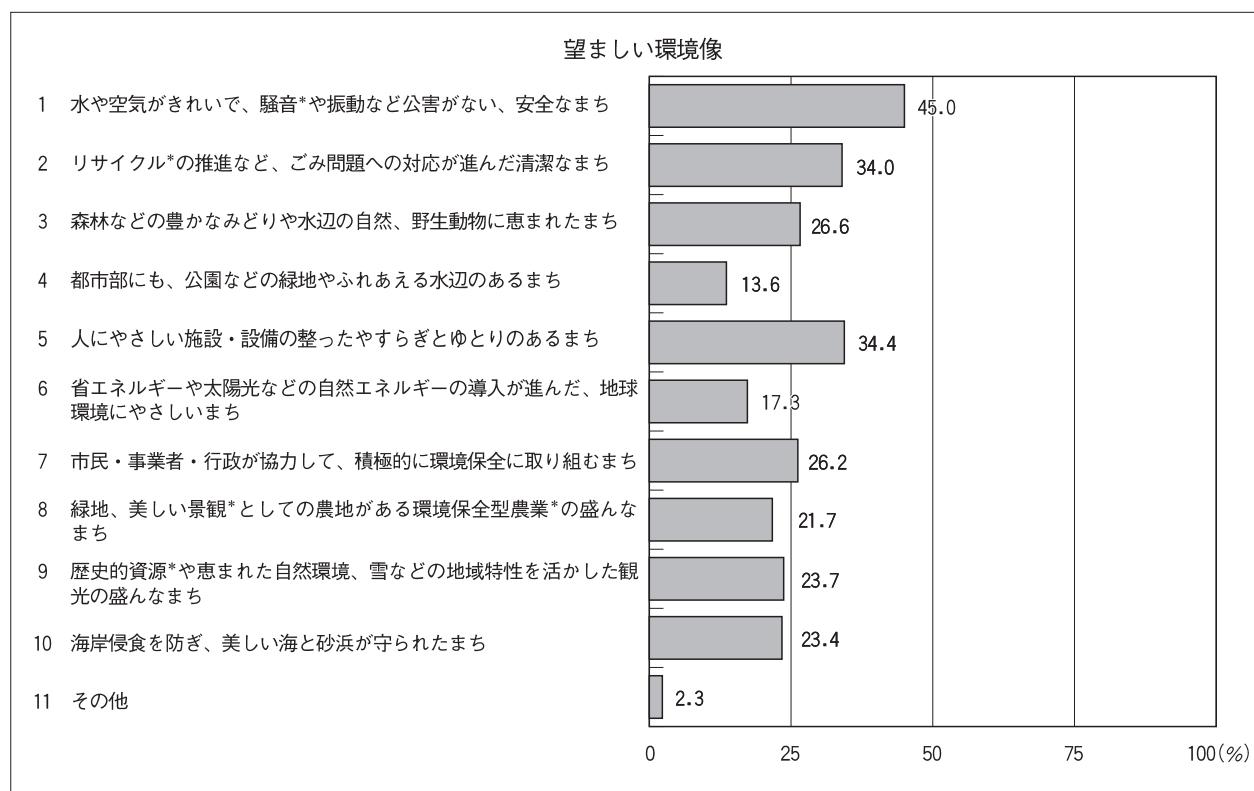
## ■環境基本計画の認知度

■上越市は「上越市環境基本計画」および「上越市環境行動計画」に基づいて環境施策を推進してきました。あなたはこれらの計画について知っていましたか。それについて、あてはまるもの1つに○をつけてください。



## ■望ましい環境像

■これからの中から、あなたの考えにあてはまるものを3つ選び○をつけてください。



#### 4 環境の整備目標の目指す状態と根拠

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義	
地球環境にやさしいまち	温室効果ガス*排出量	市域から排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素*換算）	
省エネルギーの推進	市内の電気使用量（民生部門）	市内の電気使用量のうち民生部門（家庭、業務部門）の使用量	
事業者における新エネルギー*の導入の促進	事業者における新エネルギーの導入量（原油換算）	市内事業者における新エネルギーの導入量を原油換算したもの	
家庭におけるCO <sub>2</sub> の排出量の削減	民生部門（家庭）のCO <sub>2</sub> 排出量	市域から排出される温室効果ガスのうち、民生家庭部門の二酸化炭素排出量	
エコドライブ*の推進	エコドライブ実施率	市民対象のアンケートによるエコドライブをほとんど実施していると回答した市民の割合	
地産地消の推進	普段の食事に、郷土料理、地場産物や旬の食材を取り入れるようにしている市民の割合	市民対象のアンケートによる普段の食事に、郷土料理、地場産物や旬の食材を取り入れるようにしている市民の割合	
	学校給食において地場産物を使用する割合（食材数ベース）	学校給食年間使用食材数における地場産農林水産物使用数調査による地場産物の使用割合	

	目指す状態	設定の根拠・引用した計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度：「平成22年度の市域の温室効果ガス*の排出見込量（上越市地球温暖化防止実行計画（H18.3））」から「京都議定書目標達成計画に定める個々の対策による削減見込量」が削減された状態（現状比△26.3%）</li> <li>平成26年度：平成22年度以降も上越市地球温暖化防止実行計画の推計と同じ割合で排出量が減少した状態（現状比△26.8%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次総合計画（改定版）</li> <li>上越市地球温暖化防止実行計画</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度：京都議定書目標達成計画が定める民生部門の温室効果ガスの2010（H22）年度の目標である基準年（平成2年度）比+10.7%に抑えられた状態（現状比△28.9%）</li> <li>平成26年度：京都議定書*の基準年（平成2年度）値と同程度に抑えられた状態（現状比△35.7%）</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市地域新エネルギービジョンを基に算出した現在の市域における新エネルギー*導入目標値に平成16年度温室効果ガスの総排出量に占める産業部門の割合（約53%）を乗じた値の新エネルギーが導入された状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市地域新エネルギービジョン</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度：京都議定書目標達成計画が定める民生家庭部門の温室効果ガスの2010（H22）年度の目標である基準年（平成2年度）比+6.0%に抑えられた状態（現状比△21.9%）</li> <li>平成26年度：京都議定書の基準年（平成2年度）値と同程度に抑えられた状態（現状比△26.3%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市地球温暖化防止実行計画</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度値に対して平成22年度に5%、平成26年度に10%向上した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>7割の市民が実行している状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市食育推進計画</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度食材ベースの県平均（県産割合24.7%、市町村産割合10.1%）に近づいた状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越市食育推進計画</li> </ul>

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義	
多様な自然が広がるまち	自然環境の豊かさに満足している市民の割合	市民対象のアンケート調査による自然環境の豊かさに満足している市民の割合	
環境影響の軽減	市自然環境保全条例に基づく許可、届出等により自然環境に配慮された開発行為等の件数	市自然環境保全条例に基づく許可、届出等により自然環境に配慮された開発行為等の件数	
海岸の自然環境の保全	海岸植物の群落*構成種数(11箇所の平均)	定点観測地点における海岸植物の群落構成種数(11箇所の平均)	
河川・池沼等の自然環境の保全	汚水衛生処理率(生活排水*処理が適切に処理されている人口割合)	汚水衛生処理人口÷総人口	
中山間地域の生物多様性の確保	広葉樹林面積	市内民有林のうち広葉樹林面積(人工林、天然林の合計)	
	中山間地域等直接支払制度に基づく活動を行う集落協定数	中山間地域等直接支払制度に基づく活動を行う集落協定数	
資源が循環するまち(ゼロエミッション)	ごみの排出量	一般廃棄物*(家庭系ごみ、事業系ごみ)の総排出量	
事業者における低公害車*の普及促進	事業者におけるクリーンエネルギー自動車(ハイブリッド・天然ガス車)の導入台数	事業者対象のアンケート等によるクリーンエネルギー自動車の導入台数	
光化学スモッグ*の発生抑制	光化学オキシダント*の1時間値が0.06ppm*を超過した時間の割合(市内観測地点の平均)	光化学オキシダントの1時間値が0.06ppmを超過した時間の割合(市内観測地点の平均)	

目指す状態	設定の根拠・引用した計画
・現状が維持されている状態	—
・平成20年度実績から増加した状態	—
・現状が維持されている状態	—
・平成26年度に人口の80%の人が排出する汚水及び生活雑排水が適切に処理されている状態	・第5次総合計画（改定版）
・現状が維持されている状態	・地域森林計画（新潟県）
・現状が維持されている状態	—
・平成16年度値に対して平成22年度に5%、平成27年度に10%の削減が達成された状態	・上越市一般廃棄物処理基本計画
(目標値設定なし)	—
・平成26年度までに現状より減少した状態	—

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義
地盤沈下対策の強化	最大沈下量 沈下量0.5cm以上の面積 (上越地域)	市内の最大沈下量 上越地域(上越市、妙高市の一 部)の沈下量0.5cm以上の面積
環境保全型農業*の推進	減農薬・減化学肥料による 水稻栽培面積	農薬・化学肥料を5割低減した水 稻栽培面積
ごみの減量	市民1人当たりの家庭ごみ 排出量	家庭系ごみの総排出量÷総人口
海岸のごみ撤去	海岸ごみの回収量(市回收 分)	市及び市民ボランティア等による 海岸ごみの回収量 (内訳)生活環境課による直接回収及 び市民ボランティア等による回収量、 観光振興課によるなおえつ・たにはま 海水浴場の回収量、林業水産課による 有間川漁港東側海岸の回収量
家庭ごみの再利用の推進	家庭系ごみ資源化率	家庭系ごみの総排出量に占める資 源化されたごみの割合
町家、雁木など歴史的建造物を活かしたまちづくりの推進	景観*形成地区指定面積	市景観条例に基づく景観形成地区の 指定面積
文化財の保存及び活用の推進	市の歴史的、文化的資源に 関する認識度	市民対象のアンケート調査による 市の歴史、文化的資源についての 認識度
雪を利活用した生活様式の提案	雪に関する新技術・活用モ デルの調査研究数	利雪・克雪につながる研究で、市 が主体的に関わるもの

	目指す状態	設定の根拠・引用した計画
	・上越地域地盤沈下防止対策基本方針に基づく目標が達成された状態	・上越地域地盤沈下防止対策基本方針
	・上越地域地盤沈下防止対策基本方針に基づく目標が達成された状態	・上越地域地盤沈下防止対策基本方針
	・平成26年度に農薬・化学肥料を5割低減した水稻栽培面積が全水稻栽培面積の概ね3割になった状態	—
	・平成16年度値に対して平成22年度は5%、平成27年度は10%の削減がなされた状態	・上越市一般廃棄物処理基本計画
	・現状より増加した状態	—
	・平成22年度は48%、平成27年度は50%が資源化された状態	・上越市一般廃棄物処理基本計画
	・平成26年度までに良好な景観*形成の指定が更に約10haされた状態	・第5次総合計画(改定版)
	・平成22年度で概ね半数の人が認識しており、その後年5%ずつ増加した状態	・第5次総合計画(改定版)
	・常に新たなテーマに向けて研究を継続している状態	・第5次総合計画(改定版)

望ましい環境像 基本目標	指標項目	定義
一人一人が環境市民のまち	環境学習の参加者数	地球環境学校、環境情報センター、くわどり市民の森等における環境に関する講座の参加者数
指導者の育成	環境学習の指導者数	環境学習指導者養成プログラムにより育成した指導者の人数
学習機会の拡大	環境に関する講座の実施回数	地球環境学校、環境情報センター、くわどり市民の森等における環境に関する講座の実施回数
「上越市の環境」の市民への周知	市民の「上越市の環境」の認知度	市民対象のアンケート調査による「上越市の環境」の認知度
環境情報の市民への提供	市民の環境情報に関する満足度	市民対象のアンケート調査による環境情報に関する満足度
市民プロジェクトの推進	プロジェクトの参加者数	本計画の重点取組である市民プロジェクトの参加者数
事業者との連携強化	市事業に参加している事業所数	事業所を対象とする市事業*に参加している事業所数 ※ ISOクラブ、エコアクション21認証取得支援プログラム、リサイクル推進店、3Rオフィスクラブ

	目指す状態	設定の根拠・引用した計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間約3万人が受講し、平成20年度から平成26年度までの累計で人口と同数の人が受講した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度から平成26年度までに新規に約30人の指導者が育成された状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間5回ずつ増加した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度を基準年とし、平成22年度に5%、平成26年度に10%認知度が向上した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度を基準年とし、平成22年度に5%、平成26年度に10%認知度が向上した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度までに地球環境、自然環境、生活環境分野ごとに100人が参加した状態</li> </ul>	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年20社程度増加した状態</li> </ul>	—

## 5 環境基準\*

### (1) 大気の汚染に係る環境基準

物質区分	二酸化いおう*	一酸化炭素*	浮遊粒子状物質*	二酸化窒素*
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
評価方法	短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準にてらして評価する。なお、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、1日平均値について評価の対象としない。			年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
	長期的評価 1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。			

物質区分	光化学オキシダント*	ベンゼン*	トリクロロエチレン*	テトラクロロエチレン*	ジクロロメタン*
の環境条件	1時間値が0.06ppm以下であること	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
方法評価	原則として月1回以上の頻度で、連続24時間のサンプリングを実施し、その1年平均値で評価する。				

備考	<p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2. 光化学オキシダントとは、オゾン*、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3. 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。</p>
----	--

## (2) 公共用水域\*の水質\*汚濁に係る環境基準\*

## ① 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム*	0.01mg/ℓ 以下
全 シ ア ン*	検出されないこと
鉛*	0.01mg/ℓ 以下
六 億 ク 口 ム*	0.05mg/ℓ 以下
砒 素*	0.01mg/ℓ 以下
総 水 銀*	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀*	検出されないこと
P C B*	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン*	0.02mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素*	0.002mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン*	0.004mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン*	0.02mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン*	0.04mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン*	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン*	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン*	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン*	0.01mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロパン*	0.002mg/ℓ 以下
チ ウ ラ ム*	0.006mg/ℓ 以下
シ マ ジ ン*	0.003mg/ℓ 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ*	0.02mg/ℓ 以下
ベ ン ゼ ン*	0.01mg/ℓ 以下
セ レ ン*	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素* 及び亜硝酸性窒素*	10mg/ℓ 以下
ふ つ 素*	0.8mg/ℓ 以下
ほ う 素*	1 mg/ℓ 以下
備考 (抜粋)	
1. 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	

## ② 生活環境の保全に関する環境基準\*

### 1 河川

#### (i) 河川（湖沼を除く）

ア

関川・保倉川 改正

平成16年1月16日 県告示38号

渋江川・矢代川・飯田川 昭和52年4月30日 県告示832号

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度*(pH)	生物化学的 酸素要求 量*(BOD)	浮遊物質 量*(SS)	溶存酸素 量*(DO)	大腸菌群* 数	
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下	関川上流（一之橋より上流） 渋江川上流（大川橋より上流） 矢代川上流（瀬渡橋より上流）
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	関川中流 (一之橋から渋江川合流点迄) 保倉川上流（保倉川橋より上流） 保倉川中流 (保倉川橋から飯田川合流点迄) 矢代川下流 (瀬渡橋から関川合流点迄) 飯田川上流（川浦橋より上流）
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100mℓ 以下	関川下流 (渋江川合流点より下流) 保倉川下流 (飯田川合流点より下流) 飯田川下流 (川浦橋から保倉川合流点迄)
C	水産3級 工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	渋江川下流 (大川橋から関川合流点迄)
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	—
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる） 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。 （湖沼もこれに準ずる） 3. 省略						

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ（省略）

※MPN…検水100mℓ中の大腸菌群の最確数 (most probability number)

(ii) 湖沼 (天然湖及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上ある人工湖)  
ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度* (pH)	化学的酸素 要求量* (COD)	浮遊 物質量* (SS)	溶存 酸素量* (DO)	大腸菌群*数	
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100 ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100 ml 以下	—
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上		—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/ℓ 以上		—

## 備 考

1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. (省略)

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 　　水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 　　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 　　水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 　　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素*	全りん*	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下	—
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	—
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	—
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	—
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	—

## 備 考

1. 基準値は、年間平均値とする。  
 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
 3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 　　水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 　　水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）  
 3. 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 　　水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 　　水産3級：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

## ウ (省略)

## 2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度*(pH)	化学的酸素 要求量*( COD)	溶存酸素量* (DO)	大腸菌群*数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	検出され ないこと	岩戸川河口右岸端から、新堀川河口左岸に至る陸岸の地先海域(直江津海域)
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出され ないこと	—
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—	—

## 備考

1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。
2. (省略)

(注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境の保全  
 2. 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級: ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

## イ.ウ (省略)

## (3) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム*	検液 1 ℓ につき 0.01 mg 以下で あり、かつ、農用地においては、 米 1 kg につき 1 mg 未満である こと	ジクロロメタン*	0.02 mg 以下であること
		四塩化炭素*	0.002 mg 以下であること
		1,2-ジクロロエタン*	0.004 mg 以下であること
全シアン*	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン*	0.02 mg 以下であること
有機磷*	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン*	0.04 mg 以下であること
鉛*	0.01 mg 以下であること	1,1,1-トリクロロエタン*	1 mg 以下であること
六価クロム*	0.05 mg 以下であること	1,1,2-トリクロロエタン*	0.006 mg 以下であること
砒素*	検液 1 ℓ につき 0.01 mg 以下で あり、かつ、農用地(田に限る) においては、土壤 1 kg につき 15 mg 未満であること	トリクロロエチレン*	0.03 mg 以下であること
		テトラクロロエチレン*	0.01 mg 以下であること
		1,3-ジクロロプロパン*	0.002 mg 以下であること
総水銀*	0.0005 mg 以下であること	チウラム*	0.006 mg 以下であること
アルキル水銀*	検液中に検出されないこと	シマジン*	0.003 mg 以下であること
P C B*	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ*	0.02 mg 以下であること
銅*	農用地(田に限る)において、 土壤 1 kg につき 125 mg 未満であ ること	ベンゼン*	0.01 mg 以下であること
		セレン*	0.01 mg 以下であること
		ふつ素*	0.8 mg 以下であること
		ほう素*	1 mg 以下であること

## 備考

1. 環境上の条件のうち、特に説明のない項目は検液 1 ℓ につきの濃度をいう。
2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
3. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## (4) 地下水\*の水質\*汚濁に係る環境基準\*

No.	項目	基準値	No.	項目	基準値
1	カドミウム*	0.01mg/l 以下	14	1,1,1-トリクロロエタン*	1mg/l 以下
2	全シアン*	検出されないこと	15	1,1,2-トリクロロエタン*	0.006mg/l 以下
3	鉛*	0.01mg/l 以下	16	トリクロロエチレン*	0.03mg/l 以下
4	六価クロム*	0.05mg/l 以下	17	テトラクロロエチレン*	0.01mg/l 以下
5	砒素*	0.01mg/l 以下	18	1,3-ジクロロプロパン*	0.002mg/l 以下
6	総水銀*	0.0005mg/l 以下	19	チウラム*	0.006mg/l 以下
7	アルキル水銀*	検出されないこと	20	シマジン*	0.003mg/l 以下
8	P C B *	検出されないこと	21	チオベンカルブ*	0.02mg/l 以下
9	ジクロロメタン*	0.02mg/l 以下	22	ベンゼン*	0.01mg/l 以下
10	四塩化炭素*	0.002mg/l 以下	23	セレン*	0.01mg/l 以下
11	1,2-ジクロロエタン*	0.004mg/l 以下	24	硝酸性窒素*及び亜硝酸性窒素*	10mg/l 以下
12	1,1-ジクロロエチレン*	0.02mg/l 以下	25	ふっ素*	0.8mg/l 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン*	0.04mg/l 以下	26	ほう素*	1 mg/l 以下

## (5) ダイオキシン類\*に係る環境基準

項目	環境基準
大気	0.6pg*-TEQ*/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

## (6) 騒音\*に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げる値とし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌朝6時までの間とする。  
 2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用の供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

## 備 考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を要する帯状の車道部分をいう。  
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

## 備 考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

騒音の評価手法は、等価騒音レベル\*によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

## 6 規制基準等

### (1) 大気に係る排出基準

#### ① いおう酸化物\*

$$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$$

q : いおう酸化物の1時間あたりの許容排出量 (Nm<sup>3</sup>/h)

K : 地域ごとに定められた定数 (上越市は11.5)

He : 補正された排出口の高さ

(排出口の実高に煙の上昇高を加えた有効煙突高 (m))

#### ② ばいじん\* (抜粹)、及び有害物質のうち窒素酸化物\* (抜粹)

施設名			基準値 (排ガス量の単位: Nm <sup>3</sup> /h)	
区分	種類	規模	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	NOx*
			一般	(ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	4万Nm <sup>3</sup> 以上	0.05	60~100
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.10	130~150
	重油専焼及び ガス液体混焼ボイラー	20万Nm <sup>3</sup> 以上	0.05	130~150
		4~20万Nm <sup>3</sup>	0.15	150
		1~4万Nm <sup>3</sup>	0.25	150
		1万Nm <sup>3</sup> 未満	0.30	180
	黒液燃焼ボイラー	20万Nm <sup>3</sup> 以上	0.15	
		4~20万Nm <sup>3</sup>	0.25	
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.30	
	石炭燃焼ボイラー	20万Nm <sup>3</sup> 以上	0.10	200~250
		4~20万Nm <sup>3</sup>	0.20	250~320
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.30	250~350
	触媒再生塔附属ボイラー		0.20	
	その他のボイラー	4万Nm <sup>3</sup> 以上	0.30	
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.30	
ガス発生炉 及び加熱炉	ガス発生炉		0.05	150
	加熱炉		0.10	150
焙焼炉 焼結炉 か焼炉	焙焼炉	4万Nm <sup>3</sup> 以上	0.10	220
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.15	
	フェロマンガン製造用焼結炉		0.20	220
	その他の焼結炉		0.15	220
	か焼炉	4万Nm <sup>3</sup> 以上	0.20	200
		4万Nm <sup>3</sup> 未満	0.25	

\* N…標準状態 (0℃、1気圧)。気体は温度、圧力により体積が変化するため、標準状態に換算して表す。

## (2) 水質に係る排水基準

## ① 有害物質

(単位: mg/ℓ)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム* 及びその化合物*	0.1	1, 2-ジクロロエタン*	0.04
シアニ化合物*	1	1, 1-ジクロロエチレン*	0.2
有機燐*化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1	シス-1, 2-ジクロロエチレン*	0.4
鉛* 及びその化合物	0.1	1, 1, 2-トリクロロエタン*	3
六価クロム* 化合物	0.5	1, 3-ジクロロプロパン*	0.02
砒素* 及びその化合物	0.1	チウラム*	0.06
水銀* 及びアルキル水銀*	0.005	シマジン*	0.03
その他の水銀化合物		チオベニカルブ*	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン*	0.1
ポリ塩化ビフェニル*	0.003	セレン* 及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン*	0.3	アンモニア*、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100
テトラクロロエチレン*	0.1		
ジクロロメタン*	0.2	ふつ素* 及びその化合物	海域外8 海域15
四塩化炭素*	0.02	ほう素* 及びその化合物	海域外10 海域230

備考 1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、排出水の汚染状況を検定した場合において、その結果が該当水域検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 2. 硒素及びその化合物の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令 第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律 第125号）第2条1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

\*アンモニア性窒素の硝酸性窒素への換算係数は0.4とする。  
 \*アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物、ふつ素およびその化合物、ほう素及びその化合物については、業種により暫定基準を適用する。

## ② その他

(単位: mg/ℓ)

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度* (水素指數)	(1) 5.8以上8.6以下	銅* 含有量	3
	(2) 5.0以上9.0以下	亜鉛* 含有量	2
生物化学的酸素要求量*	160 (日間平均120)	溶解性鉄* 含有量	10
化学的酸素要求量*	160 (日間平均120)	溶解性マンガン* 含有量	10
浮遊物質量*	200 (日間平均150)	クロム* 含有量	2
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5	大腸菌群* 数 (個/cm³)	日間平均3,000
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30	窒素含有量	120 (日間平均60)
フェノール* 類含有量	5	燐* 含有量	16 (日間平均8)

※ (1) 海域以外の公共用水域\*に排出されるもの (2) 海域に排出されるもの

備考 (抜粋)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 亜鉛含有量については、業種により暫定基準を適用する。

## (3) 県条例による排出基準

## イ ) 関川水系

(単位: mg/ℓ)

項目及び許容限度		公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場		公共下水道処理区域内に所在する工場又は事業場	
		BOD*	SS*	BOD	SS
区 分	鉱業、水洗炭業、紡績業、繊維製品製造業、化学繊維製造業、一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、木材葉品処理業、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷業、製版業、化学工業（別表第1第24号から第50号まで）自動車のタイヤ・チューブ製造業、ゴム製品製造業、水道施設、石油精製業、皮革製造業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、有機質砂かべ材製造業、人造黒鉛電極製造業、窯業原料精製業、碎石業、砂利採取業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、ガス供給業、コークス製造業、酸・アルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、写真現像業、中央卸売市場、地方卸売市場、廃油処理施設、自動車分解整備業、自動式車両洗浄施設、科学技術の研究・試験・検査・教育事業場、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設	40 (30)	50 (40)	25 (20)	50 (40)
	畜産農業、サービス業	100 (80)	100 (80)	25 (20)	90 (70)
	食料品製造業、飼料・肥料製造業、たばこ製造業、空びん卸売	80 (60)	80 (60)	25 (20)	80 (60)
	染色整理業・洗毛業	100 (80)	80 (60)	25 (20)	80 (60)
	石炭火力発電施設、病院、一般廃棄物*処理施設、産業廃棄物処理施設	80 (60)	100 (80)	25 (20)	90 (70)
	旅館業、共同調理場、仕出し・弁当製造業、一般飲食店、その他の飲食店、洗たく業	90 (70)	80 (60)	25 (20)	80 (60)
	と畜業、死亡獣畜取扱業	60 (50)	60 (50)	25 (20)	60 (50)
	し尿処理施設	し尿浄化槽	40 (30)	90 (70)	25 (20)
		し尿浄化槽以外	30 (20)	90 (70)	25 (20)
	下水道終末処理施設		25 (20)	90 (70)	25 (20)
	特定事業場から排出される水の処理施設			当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。	

(注) ( ) 内は日間平均値

口) 渋江川水系 略

## (3) ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制基準

## ① 大気に関する排出基準

(単位: ng\*-TEQ\* m³N)

特定施設*の種類	施設の規模	新設する施設の排出基準	H12.1.15に既に設置している施設の排出基準
廃棄物焼却炉※ 火床面積0.5m²以上または焼却能力50kg/h以上 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの能力の合計とする)	4t/h以上	0.1	1
	2~4t/h以上	1	5
	2t/h未満	5	10
銑鉄製造用焼結炉 原料の処理能力が1t/h以上		0.1	1
製鋼用電気炉※ 変圧器の定格容量が1,000kVA以上 (鉄鉄又は鍛鉄の製造用以外のもの)		0.5	5
亜鉛回収施設 原料の処理能力が0.5t/h以上 (製鋼用電気炉の集じん灰を使用する焙燒炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		1	10
アルミニウム合金製造施設 アルミニウムくずを使用する施設 (容量1t以上の溶解炉、原料処理能力0.5t/h以上の焙燒炉、乾燥炉)		1	5

※廃棄物焼却炉（火格子面積2m³または焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉についての排出基準（大気汚染防止法該当）

## ② 水質に関する排出基準

(単位: pg\*-TEQ/ℓ)

特 定 施 設 種 類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ） 製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>・カブロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃棄ガス洗浄施設</li> <li>・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・2,3-ジクロロ-1,4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ジオキサンジバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンジバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設</li> <li>・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙燒炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじん*であって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る）の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙燒炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙燒炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、污水又は廃液を排出する灰の貯留施設</li> <li>・廃PCB*等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設</li> <li>・フロン*類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る污水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）</li> <li>・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>	10

## (4) 魚介類の水銀\*の暫定的規制値 (昭和48年7月23日付環乳第99号厚生省環境衛生局長通達)

魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀としては0.4ppm\*とし、参考としてメチル水銀0.3ppm(水銀として)とした。ただし、この暫定的規制値は、マグロ類(マグロ、カジキ及びカツオ)及び内水面の河川産の魚介類(湖沼産の魚介類は含まない)については適用しないものである。

## (5) 底質\*の暫定除去基準 (昭和50年10月28日付環水管第119号環境庁水質保全局長通達)

水銀を含む底質の暫定除去基準(底質の乾燥重量当たり)は次式より算出した値(C)以上とし、河川及び湖沼において25ppm以上とする。ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)} \quad \left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

## (6) 騒音に係る規制基準

## ① 特定工場等に関する規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	40	50	40	40
	6:00~8:00	8:00~18:00	18:00~21:00	21:00~6:00
第2種区域	50	55	50	45
	6:00~8:00	8:00~20:00	20:00~22:00	22:00~6:00
第3種区域	60	65	60	50
	6:00~8:00	8:00~20:00	20:00~22:00	22:00~6:00
第4種区域	65	70	65	60

ただし、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

## ② 飲食店営業等に係る規制基準

(単位:デシベル)

対象営業	飲食店営業・喫茶店営業	
対象地域	市内全域	
規制時間	午前10時から翌日の午前6時	
規制基準	第1種区域	40
	第2種区域	45
	第3種区域	50
	第4種区域	60

## ③ 飲食店営業等に係る音響機器の使用の制限

対象地域	第1種区域及び第2種区域	備考
使用禁止期間	午後11時から翌日午前6時	
音響機器	1. カラオケ装置 2. 録音再生装置 3. 楽器 4. 拡声装置	ただし、音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りではない。

(7) 自動車騒音\*に係る要請限度\*（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度）

(単位：デシベル)

	区分	昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
4	幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

## 備考

1. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
  - (1) a 区域 専ら住居の用に供される区域
  - (2) b 区域 主として住居の用に供される区域
  - (3) c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
2. 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪のものを除く。）が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
3. 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。
4. 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
5. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は 1 から 3 の区域の区分に係らず 4 の区域の限度とする。

## (8) 振動に係る規制基準（特定工場に係る規制基準）

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間	備考
第1種区域	8:00～19:00	19:00～8:00	ただし、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。
	60	55	
第2種区域	8:00～20:00	20:00～8:00	
	65	60	

## (9) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間
第1種区域	8:00～19:00	19:00～8:00
	65	60
第2種区域	8:00～20:00	20:00～8:00
	70	65

## (10) 特定建設作業\*に係る規制基準

特定建設作業の種類		騒音*・振動 の大きさ	作業時間帯	作業禁止	実施届出
騒 音 関 係	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打ちくい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業（くい打機を、アースオーガーと併用する作業を除く）	85デシベル	上越市では 8:00 ～ 17:00 を作業時間 帯として、 指導してい る。	日曜日 及びその他 の休日	7日前まで に届出
	びょう打機を使用する作業				
	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）				
	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）				
	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業				
	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業				
	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業				
	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が、50mを超えない作業に限る。）				
	くい抜機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい打機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業				
振 動 関 係	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	75デシベル	同上	同上	7日前まで に届出
	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）				
・騒音の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値 ・振動の大きさは、作業の場所の敷地の境界線における値					

## (11) 悪臭に係る規制基準

### ① 敷地境界線の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数*）	10	12	13

### ② 気体の排出口の規制基準

排出口から発生した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準に適合するように、拡散式を用いて事業場毎に算定します。

### ③ 排出水の規制基準

区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29

※ 第1種区域：主に住居地域、商業地域など、これらに相当する地域

第2種区域：準工業地域など、工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

第3種区域：工業地域など悪臭に対して順応の見られる地域

### ④ 悪臭物質の臭いの種類と主な発生源

悪臭物質名	臭いの種類	主な発生源
アンモニア	し尿のような臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、魚腸骨処理場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水道処理場、複合肥料製造業等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水道処理場、プロパン容器検査場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産農業、クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水道処理場、でんぶん製造業、セロファン製造業等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水道処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、魚腸骨処理場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水道処理場等
トリメチルアミン	腐った魚の臭い	畜産農業、魚腸骨処理場、化製場、複合肥料製造業等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、クロロブレン製造工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
スチレン	都市ガスのような臭い	F R P 製品製造工場、化粧合板製造工場、スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、魚腸骨処理場、化製場、畜産食料品製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
イソ吉草酸 ノルマル吉草	むれた靴下の臭い	畜産農業、鶏糞乾燥場、魚腸骨処理場、化製場、畜産食料品製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
プロピオン酸	すっぱい刺激臭	染色工場、畜産農業、化製場、脂肪酸製造工場等
トルエン キシレン	ガソリン臭	塗装工場、金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、機械器具修理工場、鋳物工場、木工工場、繊維工場等
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	
イソブタノール	刺激的な発酵臭	
プロピオンアルデヒド ノルマルチアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、機械器具修理工場等
イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	

## 7 用語解説

### [あ行]

#### アイドリング

自動車等の排気ガスは、大気汚染や地球温暖化の原因の一つです。アイドリング・ストップとは、環境に与える悪影響を減らすため、駐停車中はできるだけ自動車等のエンジンを切るようにすることです。 (P(20))

#### 亜鉛

亜鉛は自然界に比較的広く分布する金属であり、生体必須元素の一つです。亜鉛による水質汚染が人間の健康上問題になることはほとんどありませんが、植物や微生物、魚類に対してはかなり強い毒性があります。人為的な供給源としては、鉱山排水、金属工場排水などがあります。 (P(39))

#### 亜硝酸性窒素

亜硝酸、亜硝酸塩、亜硝酸イオンを構成する窒素です。浄化槽など汚水処理の分野では浄化が進んだ場合に硝酸性窒素の分解過程で亜硝酸性窒素が検出されることから、ばっき槽など生物反応槽における酸化の進行状況を判断する手段になります。 (P(33), (37))

#### アルキル水銀

有機水銀化合物の一つで、アルキル基と結合した水銀をいいます。メチル水銀、エチル水銀などがあり、極めて毒性が強いです。 (P(33), (36), (37), (39))

#### アンモニア

化学記号NH<sub>3</sub>。刺激臭のある無色の気体で、代表的な悪臭物質です。化学肥料、合成繊維、染料などの原料となり、また、天然には生体やその排泄物などの分解、腐敗によって発生します。 (P(39))

#### いおう酸化物 (SOx)

いおうと酸素が結合してできるものをいい、二酸化いおう (SO<sub>2</sub>)、三酸化いおう (SO<sub>3</sub>) などがあります。大気汚染の主役と考えられているものの大部分は、重油や石炭などの燃料を燃焼することにより発生する二酸化いおうで、刺激性が強く、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼしたり、目に刺激を感じたりします。 (P(38))

#### 一酸化炭素 (CO)

物の不完全燃焼に伴って発生します。刺激作用はありませんが、血液中の赤血球と結合して酸素運搬機能を阻害します。慢性中毒症状としては、生体中の酸素供給が長時間損なわれることによる神経組織の壊死、中枢神経障害、記憶喪失などがあります。 (P(32))

#### 一般廃棄物

工場など事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物は市町村が処理計画をたて、計画的に収集し、処理することとされています。また、一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が自ら処理を行い、事業系のものは事業者がその責任において処理するのが原則となっています。 (P3, 23, (26), (27), (29), (40))

#### エコアクション21 (EA21)

「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、ISO規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境経営システムです。 (P76, 81, (30))

#### エコドライブ

燃費を向上させ、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を少なくする、環境に配慮した自動車の運転方法です。具体的な方法としては、「無用なアイドリングをやめる」、「急発進・急加速・急ブレーキを控える」などがあります。 (P11, 21, 31, 39, 44, 54, 64, 65, 75, (24))

**エコマーク**

環境の改善に役立ったり環境を汚さないように工夫されたりした製品に表示されるマークです。(財)日本環境協会エコマーク事務局が環境省の指導と助言を得て、商品の審査を実施しています。このことで商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、消費者による商品の選択を促すことを目的としています。

(P75, (21))

**オゾン**

酸素の同素体で、化学式O<sub>3</sub>で表される常温で特異臭を持つ無色気体。酸化作用が強く特有の臭気がある。殺菌、漂白に用いられる。光化学オキシダントの主成分である。地表から10~50km上空には、オゾンが多く集まる「オゾン層」がある。

(P(32))

**オゾン層**

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、生物への影響を防いでいます。このオゾン層は、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒や精密部品の洗浄剤、クッショングリセリンやウレタンなどの発泡剤などに広く使用されている「フロン」によって破壊され、南極では1980年代からオゾン層のオゾンが極端に減った状態である「オゾンホール」が毎年観測されています。オゾン層が1%減少すると、皮膚ガンが約2%、白内障が0.6~0.8%増えるといわれています。

(P3,30, (2), (5), (18))

**温室効果ガス**

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働き（温室効果）がある気体のことをいいます。二酸化炭素やメタン、フロン類などがあります。とりわけ、産業革命以降の人為的な活動により大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、地球温暖化が起きています。

(P1,8,11,13,30,31,34,39, (18), (24), (25))

**[か行]****外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）**

河川水など環境中に存在し、人や野生生物に取り込まれると、体内で分泌されるホルモンの正常な作用を乱し、生態系や人の健康に影響を与える可能性のある化学物質です。人の健康や生態系への影響等については不明な点が多く、現在も調査研究が進められています。

(P22, (18))

**化学的酸素要求量（COD）**

海域や湖沼の汚染の度合いを示す指標です。水中の有機物などの汚濁物質が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤などによって酸化するときに消費される酸素の量でmg/lで表されます。数値が高いほど、水中の汚濁物質の量が多いことを示しています。

(P(35), (36), (39))

**合併処理浄化槽**

し尿とともに台所、風呂などの生活雑排水を戸別に処理する浄化槽です。合併処理浄化槽の設置は、家庭から排出される汚水の河川などへの直接流入を防ぐことになるため、河川や地下水などの汚濁を軽減する効果があります。

(P21)

**カドミウム**

銀白色の軟らかい金属で、顔料、化学、電池製造やめっきなどの各工場で用いられます。蒸気及び塩は有害で、急性毒性は胃腸粘膜の炎症を起こし、慢性中毒では肝臓障害などの症状を呈します。

(P(33), (36), (37), (39))

**環境影響評価（環境アセスメント）**

大規模な工業開発や都市開発等の開発行為を行う場合等において、開発に伴う環境への影響の程度と範囲及びその防止策、代替策の比較検討を含む総合的な事前評価、調査をいいます。

(P33, (4))

**環境基準**

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音（一般、航空機、新幹線）、土壤汚染、地下水、ダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

(P18,22,23,46)

**環境基本法**

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境にやさしい社会を築いていくため、国が行う環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律です。

(P8, (5))

### 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業で、有機農業などのことをいいます。

(P23, 26, 40, 43, 47, 54, (23), (28))

### 環境マネジメントシステム

事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していくこうとするものです。平成8年、このシステムの標準的な仕様が国際標準化機構（ISO）の国際規格ISO14000シリーズとして定められました。

(P33, 35, 51, 52, 76, 78, 79)

### 環境ラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3)ライフサイクルアセスメント（LCA）を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等があります。

(P30)

### 近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラーの音、学校や広場から出る音、飲食店などの営業に伴う音、商業宣伝等の拡声器の音などを近隣騒音といい、工場、事業場、建設作業、自動車、鉄道、飛行機からの騒音と区別しています。

(P22, (18))

### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP<sub>3</sub>）において採択された議定書です。先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。2005年2月に発効しました。（P1, 8, 11, 44, (25))

### クロム

銀白色の硬い金属で、さびにくい特性があります。合金、めっき、触媒、顔料の製造等に使用され、これらの工場排水中にはクロムイオンが含まれます。クロムイオンは毒性が強いです。

(P39)

### グリーン購入

再生紙使用のトイレットペーパーや文房具、詰め替え式の洗剤やシャンプー、省エネルギー設計の電化製品など、環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで、優先的に購入することをいいます。また、グリーン購入を行う消費者をグリーンコンシューマーといいます。平成8年には市民団体、企業、自治体で構成される「グリーン購入ネットワーク（GNP）」が発足し、情報提供などを行っています。

(P30, 31, 76, (21))

### グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいいます。

(P58)

### 群落

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物の集団をいいます。

(P45, (26))

### 景観

一般的には「風景」と同じように使われていますが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多いです。

景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などに分類されます。

(P3, 7, 19, 25, 26, 27, 70, (3), (16), (17), (18), (23), (28), (29))

### 公害防止協定

法令や県条例の基準を遵守し、その範囲内において、企業の公害防止対策の実施だけでは不十分と判断されるものについて、行政機関や住民等が公害発生企業等と「協定」を結び、法令や条例より厳しい具体的な規制条項を規定することにより、公害の発生を未然に防止しようとするものです。

(P21)

**光化学オキシダント (Ox)**

窒素酸化物や炭化水素などは、大気中で太陽から強い紫外線を受けると、化学反応を起し、オゾン ( $O_3$ ) を主な成分とする酸化性物質を発生します。光化学オキシダントとは、光化学スモッグの原因となるこれらの酸化性物質の総称であり、濃度が高くなると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりすることもあります。また、植物の葉を枯らすなどの影響があることも知られています。

(P18, 21, 46, (26), (32))

**光化学スモッグ**

自動車や事業場などから大気中に排出される「炭化水素」や「窒素酸化物」が太陽光線（紫外線）を受け、光化学反応を起こすとオゾンなどの「光化学オキシダント」と呼ばれる物質を発生させます。気象条件によっては空が白くモヤがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼びます。

「光化学スモッグ」は日差しが強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に発生しやすくなり、発生すると、「目がチカチカする、痛い、かゆい、涙が出る」、「のどが痛い、いがらっぽい、咳が出る」などの症状（健康被害）が現れる場合があります。

(P40, 43, 46, 54, (26))

**公共用水域**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域のことで、工場、事業場から公共用水域に排水を排出するときは、水質の規制基準が適用されます。

(P(33), (39))

**こどもエコクラブ**

次代を担う子どもたちが楽しく環境を学び、環境保全活動を行うために環境省が平成7年に発足させたもので、身近な野鳥や草花の観察などをプログラムに沿って行います。幼児から高校生までを対象としています。

(P32)

**コンポスト**

台所から出る生ごみや落ち葉などからも作ることができる堆肥のことで、家庭菜園や盆栽などの肥料としての利用のみならず、ごみの減量にも貢献します。

(P23, 30, (20))

**[さ行]****最終処分場**

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所・設備の総称です。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチックなど）、管理型（汚泥など）、遮断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）があります。

(P69, (18), (19))

**再生資源**

使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち、有用な資源として利用できるものあるいはその可能性があるものをいいます。

(P74, 77, (2), (3), (5))

**産業廃棄物**

工場、事業場における事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指します。産業廃棄物は排出事業者に処理責任があり、自ら処理するか、県の認可を受けた処理業者に委託して適正に処理しなければなりません。

(P3, 23, 24, 74)

**酸性雨**

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれてpHが低くなった酸性の雨や大気中の酸性物質の沈着のことです。工場や自動車からの排出ガスなどが原因としてあげられます。

(P3, 31, (5), (18))

**シアノ化合物**

「全シアノ」(P51) 参照。

**四塩化炭素**

炭素と塩素からなる有機化合物で、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。かつてはフロン類の製造原料、溶剤や機械洗浄剤などとして使われていましたが、現在では、ほとんどが他の化学物質の原料として使われています。オゾン層を破壊する物質として、国内では原則的に製造が禁止されています。

(P(33), (36), (37), (39))

### ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、常温で無色透明の液体です。金属部品などの油の除去などに使われるほか、各種の溶剤などとして使われています。発がん性の疑いがあります。

(P(32), (33), (36), (37))

### シス-1,2-ジクロロエチレン

常温では無色の液体で、揮発性があり、溶剤として使われたり、他の溶剤の原料として使われています。

(P(33), (36), (37), (39))

### シマジン

2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジンの別名です。常温で水に溶けにくい白色の固体で、畑、ゴルフ場や公園などで除草に使われる農薬の有効成分（原体）です。

(P(33), (36), (37), (39))

### 遮音壁

主に道路交通騒音を防止する目的で、高速道路等に設置する壁のことをいいます。

(P70)

### 臭気指数

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、悪臭防止法（1971）及び同法施行規則により定義されています。

(P(45))

### 循環型社会

日々の活動において再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入ができるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会のことをいいます。

(P40, 64, 65, (13))

### 上越市第5次総合計画（改定版）

本市におけるまちづくりの最上位計画であり、平成19年度を初年度とし平成26年度を目標年次としています。地方自治法により策定が義務付けられています。市政運営の基本方針を示す「基本構想」と、基本構想の具体化に向けて取り組むべき施策等を総合的・体系的に明示した「基本計画」から構成されています。将来都市像を「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」としています。

(P1, 2, 3, 4, 37, 38, 43, 51, 57, 59, 61)

### 硝酸性窒素

硝酸、硝酸塩、硝酸イオンを構成する窒素です。浄化槽の分野では浄化が進んだ場合に見られることから、ばっき槽などにおける浄化状態を判断する手段になります。乳児が硝酸性窒素を多く含む水を飲み続けると、メトヘモグロビン血症になることがあります。

(P(33), (37))

### 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものです。具体的には、太陽光発電、風力発電、雪冷熱利用や、廃棄物による発電などが該当します。

(P20, 29, 31, 39, 43, 44, 54, 60, 62, (24), (25))

### 水銀

常温で液体である唯一の金属。各種電極、金・銀などの抽出液、血圧計などの計器類、水銀灯や蛍光灯などに使われています。

極めて毒性が強く、水俣病、第二水俣病は水銀の有機化合物であるメチル水銀が原因とされています。人体内に入ると、神経系を犯し、手足の振るえ、言語障害などの原因となります。

(P(33), (36), (37), (39), (42))

### 水質

上水・工業用水および流水・地下水などの質をいいます。溶質・毒物・微生物の混入、溶存酸素などが規制の対象になります。

(P3, 18, 22, 24, 26, 34, 74, 82, (1), (2), (17), (18), (19))

**水素イオン濃度指数（pH）**

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。数字が7のときは中性、7よりも小さいときは酸性、7よりも大きいときはアルカリ性になります。

レモンの汁は約2、ビールは約4です。水道水の水質基準は5.8~8.6と決められています。また、農業（水稻）用  
水は、6.0~7.5が望ましいとされています。  
(P(34),(35),(36),(39))

**水生生物**

水中に生息する生物をいいます。水中には藻類や原生動物などのプランクトン、水草、昆虫、魚類等さまざまな植物や動物が生育しています。これらの水生生物は、水が汚染されると影響を受け、水質の程度に応じた生物相を呈するようになります。この現象を利用して、水中の生物の種類や数から水の汚れ具合を調べることができます。

(P22,70)

**スローライフ**

現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、ゆとりある人生を楽しみ、生活の質を高めようという動きです。  
(P60)

**生活排水**

水は飲み水、炊事、洗濯、風呂、トイレと日常生活でさまざまに使われ、河川などに流されています。この日常で流されている水を生活排水といいます。  
(P13,17,21,22,46,(1),(26))

**生物化学的酸素要求量（BOD）**

河川などの水の汚れの度合いを表す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって分解されるときに消費される酸素量をmg/lで表したものです。この数値が高いほど、水中の有機物質の量が多いことになります。アユは2mg/l、コイは3mg/l、フナは5mg/l以下であれば棲めます。  
(P(34),(40))

**セレン**

常温で赤褐色から暗灰色の固体です。コピー機の感光ドラム、ガラスの着色剤、消色剤などに使われます。人にとって必須元素とされますが、過剰なセレンの摂取は、人や家畜の健康に影響を与えます。  
(P(33),(36),(37),(39))

**全シアン（シアノ化合物）**

シアノ基を含む化合物で、代表的なものにシアノ化水素、シアノ化ナトリウムなどがあります。化合物によって用途は異なりますが、他の化学物質の原料、触媒、メッキなど工業分野で使われています。非常に強い毒性をもっており、低濃度では頭痛、めまいなど、高濃度では短時間で死に至ります。  
(P(33),(36),(37),(39))

**全窒素**

水中に含まれる窒素化合物全体のことを示します。  
窒素は動植物の生育にとって欠かせない元素であるため、肥料や排水などに含まれる窒素が海域や湖沼に入ると富栄養化になり、赤潮等のプランクトンの異常増殖の要因となります。  
(P(35))

**全リン**

「燐（りん）」(P56) 参照。

**騒音**

「好ましくない音、不必要的音」をいい、それを聞く人の主観的な判断によるものです。「大きい音」「不快な音」「妨害する音」「障害を起こす音」などが挙げられます。

(P3,18,22,70,(2),(18),(19),(20),(23),(37),(42),(43),(44))

**[た行]****ダイオキシン類**

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。塩素のつく位置や数によって、約200種類以上の化合物があり、その中で特に毒性が強いものは、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシンです。非常に毒性が強く、発ガン性、催奇形性等があり、内分泌かく乱化学物質もあるといわれています。

また難燃剤などを焼却した場合に発生する臭素化ダイオキシン類についても塩素化ダイオキシン類と同様な毒性が指摘されその対策が研究されています。  
(P22,23,(18),(37),(41))

## 第5次総合計画（改定版）

「上越市第5次総合計画（改定版）」（p 50）参照。

### 大腸菌群

大腸菌群とは、乳糖を分解して酸とガスを生ずる好気性または通気嫌気性の細菌群で、人畜の腸管内に高い濃度で生息しています。このため、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。（P(34), (35), (39)）

### チオベンカルブ

N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジルの別名です。畑や水田で除草剤として用いられています。（P(33), (36), (37), (39)）

### 地下水

雨水が地下に浸透し地下水になり、砂礫層を中心とする帶水層に蓄えられます。地下水は地盤を構成する要素のひとつで、地下水が減少すると地盤沈下が発生します。

また、地下水の水質の保全が重要な課題となっています。（P3,22,23,24,29,(1),(18),(37)）

### 地球温暖化

太陽の光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。地球温暖化とは、産業活動の活発化に伴い、大気中の二酸化炭素やメタン、フロン類などの温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球の平均気温が上昇することをいいます。

地球の温暖化は、異常気象の多発を招いたり、農業生産、漁業、水資源、人間の健康、自然生態系にも重要な影響を及ぼしたりします。また海面水の上昇により、平地のかなりの部分が海面下に水没するといわれています。（P3,8,11,13,21,29,30,44,66,(13),(18),(25)）

### 地球温暖化防止実行計画

地方公共団体の温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律により策定が義務付けられています。本市は平成17年度に策定し、平成18年度から平成22年度までを計画期間としています。（P4,13,15,30）

### 地球環境問題

地球環境問題とは、その原因と結果が世界各国に共通して見られ、影響や被害が一国の国内にとどまらず国境を越え（空間的広がり）、また現在の世代だけでなく次の世代にまで及ぶ（時間的広がり）もので、これが地球規模で進行する環境問題を指します。具体的には「地球温暖化」、「オゾン層の破壊」、「酸性雨」、「熱帯林の減少」、「野生生物の減少」、「砂漠化」、「海洋汚染」、「有害廃棄物の越境移動」、「開発途上国の公害」などが挙げられます。（P11,13,81）

### 地産地消

地元で生産した農作物を地元で消費することをいいます。農作物の輸送にかかるエネルギーを削減できます。（P39,43,45,54,58,59）

### 窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素酸化物は、重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって生成します。窒素酸化物のうち、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）が大部分を占めていて、赤褐色の刺激性の気体で粘膜を刺激するほか、水に溶けにくく、人体に吸収されると肺深部に達して肺水腫等の原因となります。（P74,(38)）

### チウラム

テトラメチルチラウムジスルフィドの別名で、殺菌剤の有効成分（原体）として農薬に使われているほか、ゴムの加硫促進剤としても使われます。（P(33),(36),(37),(39)）

### 低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少なく、従来の自動車よりも環境への負担が少ない自動車のことです。電気、天然ガス、メタノール等を動力源とする車、ハイブリッドカー等が開発されています。（P21,31,40,43,46,54,(26)）

### 底質

河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土や岩盤の上に流域から流入した土砂や側溝からの不溶物が堆積したものをおいいます。（P(45)）

**テトラクロロエチレン**

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また常温では揮発性が高い無色透明の液体です。ドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきました。高濃度のテトラクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあります。比較的低濃度では頭痛、めまい、眼気などの神経系への影響が現れることがあります。

(P(32), (33), (36), (37))

**デボジット（預かり金払い戻し制度）**

製品価格に預かり金として一定の金額が上乗せされており、製品や容器が使用後に返却した時に預り金が払い戻されるシステムのことをいいます。使用済み製品や容器の回収率が上がるため、資源回収や資源ごみの散乱防止に有効な制度です。現在ビールびんなどについて業界が独自に実施しているほか、飲食コーナーやイベントなどでも制度の導入が見られます。

(P65)

**銅**

銅は、地表水はもとより地下水や動植物の体内など自然界に広く分布しており、生体必須元素の一つですが、連続して大量に摂取すると慢性中毒を起こします。人為的な供給源としては、鉱山排水や金属関係の工場排水などがあります。

(P(36), (39))

**等価騒音レベル（LAeq）**

変動する騒音レベルのエネルギー平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルのことです。そのため、より音の実態に迫ることができます。

(P(37))

**特定建設作業**

建設作業のうち、特に騒音や振動により生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業をいいます。

(P22, (44))

**特定施設**

工場や事業所に設置されている各種の施設のうちで、著しい騒音や振動を発生させる施設、あるいは水質汚濁により人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれのある排水を排出する施設として法律で定められた施設をいいます。

(P(41))

**トリクロロエチレン**

トリクレンともいい、無色、引火性のないクロロホルム臭のある有毒液体です。全需要量の80%が機械、金属部品や電子部品の脱脂洗浄として使用されています。人への影響として、頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害などがあります。また、発がん性の疑いもあります。

(P(32), (33), (36), (37))

**[な行]****鉛**

青みを帯びた白色または銀灰色の光沢をもつ金属ですが、空気にふれると酸化されて鉛色に変色します。主にバッテリーやはんだの原料に使われています。銃弾の弾丸や釣りの錘にも一部使われており、野生生物への影響が問題となっています。高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

(P(33), (36), (37), (39))

**二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）**

生物の呼吸や物を燃やす際に発生するガスです。不活性ガスで特に有害なものではありませんが、温室効果ガスとして地球温暖化の主因といわれています。大気中の濃度は、産業革命以前では280ppm程度であったと推定されていますが、1986年には345ppmになり、1999年には367ppmと増加を続けています。温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）の解析による2005年の世界の平均濃度は379.1ppmとなっています。

(P20, 30, 39, 43, 44, 54, 60, 65, 74, (18), (21), (24))

**熱帯林**

熱帯に分布する森林の総称。降水量や気温の状況によって熱帯雨林、熱帯モンステン林、熱帯山地林、熱帯サバンナ林、海岸のマングローブ林などに分けられます。

熱帯林は生物多様性の宝庫で、全世界の生物種の半数以上が生息していると考えられていますが、その多くが途上国に分布するため、輸出用の商業木材として、また、農地（プランテーション）にするため、更には住民の薪材などのため伐採され近年著しく減少しています。

(P3, 31)

## [は行]

### バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念であり、再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたものです。具体的には、稲わらや家畜排泄物、食品廃棄物、木材などがあります。農業分野における飼料・肥料としての利用のほか、燃焼して発電を行ったり、発酵などによる燃料化するなどのエネルギー利用があります。  
(P23, 29, 58)

### ばいじん

燃焼等によって生ずるすす等の固体粒子の総称をいいます。

(P(38), (41))

### ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopeから創られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間の単位のことです。「自然」を「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、人と生き物とが共存できる空間づくりを意図した言葉です。  
(P65, 70)

### 砒素

金属光沢のあるもろい灰色の結晶で、二硫化砒素（花火の着色剤、染料用の顔料）の原料に使われたり、硬さを高めるために合金（銅など）に添加されるなどの用途があります。

1998年までに、全ての砒素系農薬は農薬としての登録が失効されていますが、作物残留性が認められることから、食品衛生法に基づいて残留農薬基準が定められています。

毒性が著しく、砒素を大量に摂取すると、吐き気、下痢などの症状を起こし、重症の場合、昏睡し死に至ります。  
(P(33), (36), (37), (39))

### フェノール

特有の臭気をもった常温で白色の結晶です。タンパク質を変性させ、強い殺菌力、消毒作用があることから、殺菌消毒薬として使われてきました。しかし、臭気が強いことや高濃度の場合に皮膚にやけどを生じることなどから、現在では限定された用途にしか使われません。  
(P(39))

### ふつ素

ハロゲン元素の一種。天然にはホタル石等として産出します。特異な臭気のある淡緑黄色の気体で、液体は淡黄色です。化学作用は非常に強烈で、不動気体、窒素以外の元素とはことごとく作用します。人体に有害なため、有害物質に指定されています。  
(P(33), (36), (37), (39))

### 浮遊物質量 (SS)

水中に浮遊する物質をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値が高いほど水質が汚濁していることになります。SSが高くなると水は濁り、光の透過を妨げたり、魚の呼吸に悪影響を及ぼしたりします。  
(P(34), (35), (39), (40))

### 不法投棄

廃棄物を、定められた方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄することをいいます。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壤、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因になります。  
(P23, 30, 54, 64, 65, (16), (17), (18), (19), (20))

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

すす、土ぼこり、花粉などの粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 $10\text{ }\mu$ （ミクロン、千分の1ミリメートル）以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいます。大気中の滞留時間が長く、呼吸によって気管や肺に入りやすいことから、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質の一つといわれます。  
(P(32))

### フロン

メタン、エタンなどの炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物（クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン、ハイドロフルオロカーボンなど）の総称で、正式には「フルオロカーボン」といいます。化学的に非常に安定しており、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に広く用いられています。フロンそのものは無毒ですが、オゾン層を破壊するほか、強力な温室効果ガスでもあります。  
(P30, 74, (18), (21), (41))

**ベンゼン**

ベンゾールともいい、特有の臭気を持つ無色液体です。医薬、染料、香料など多くの化学物質の原料のほか、溶剤、燃料としても使用されます。大気汚染防止法の特定物質及び指定物質に該当します。 (P(32), (33), (36), (37))

**ほう素**

自然界にも存在する元素で、植物の生長にとって必要な微量元素のひとつです。ガラス繊維の原料などに使われています。ほう素の代表的な化合物であるほう酸は、ゴキブリ駆除剤などに使われています。

(P(33), (36), (37), (39))

**ポリ塩化ビフェニル (PCB)**

塩素を含んだ合成油の一種。塩素数により数種類ありますが、いずれも熱、化学分解、生物分解に対して安定です。熱媒体、絶縁油、ノーカーボン紙などに使われていました。人体に蓄積され、毒性が強いため、現在は原則として使用が禁止されています。

(P(33), (36), (37), (39), (41))

**[ま行]****メタンガス**

天然ガスの主成分であり、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じ、有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生します。

温室効果を有し、単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられています。

近年は、有機性廃棄物の処理および温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきています。

(P20, 23, 29)

**溶解性鉄**

鉄が水中に溶け込んだ状態のことをいいます。鉄は生物にとって重要な栄養素の一つですが、鉄分が多いと水に臭みや色がつきます。

(P(39))

**メチル水銀**

「水銀」(P50) 参照。

**[や行]****有機リン**

リンと有機物との化合物の総称です。殺虫力に威力を表すものが多いです。パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNなどがあります。

(P(36), (39))

**溶解性マンガン**

マンガンがダイオニン化して水中に溶け込んだ状態のことをいい、数値が高いと臭いや着色（黒色）が強くなります。

マンガンは生体必須元素の一つですが、毒性があり、多量に摂取すると神経症状を中心とする慢性中毒を引き起こし、一時に大量を摂取した場合は危険であるとされています。

溶解性マンガンによる水障害は、臭味や着色などによるもので、水質基準値も健康被害の面よりも利水面から決められています。

(P(39))

**要請限度**

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置を取るべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置を取るべきことを要請するものとしたりしています。（騒音規制法第17条、振動規制法第16条）。この限度のことを要請限度といいます。

(P22, (43))

**溶存酸素量 (DO)**

水に溶けている酸素量のことをいい、一般に数値が小さいほど水質がよくないことになります。魚の生息には5 mg/l が必要です。

(P(34), (35), (36))

[ら行]

リサイクル（再利用）

廃棄物等を再利用することをいいます。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

(P13, 17, 18, 23, 30, 31, 58, 65, 73, 74, 81, (18), (21), (23), (30))

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルより優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

(P51, (26))

リユース（再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

(P32, 73, (76))

燐（りん）

栄養塩類の一つで、水域における藻類の増殖に対して、もっとも制限因子となりやすいです。水中では溶解性のものと浮遊性のものとに分けられ、環境基準ならびに排水基準ではこれら全部を合計した全リンが用いられています。

(P(35), (39))

歴史的資源

地域の歴史によって育まれてきた有形・無形の要素で、歴史的構造物、郷土の偉人、伝統文化などがあげられます。

(P3, 28, 40, (18), (23))

6次産業

生産（1次）、加工（2次）、販売・サービス（3次）を総合的に展開する産業のことです。

(P55, 58)

六価クロム

6価のクロムを含む化合物又はイオンの総称です。酸化性が強く、溶液にさわったり、非常に細かい蒸気を吸い込むことによって、手足、顔、鼻の粘膜やのどなどに炎症が生じることが知られています。

(P(33), (36), (37), (39))

ロハス（LOHAS）

健康と持続可能な社会を志向するライフスタイル「Lifestyle of Health and Sustainability」の略で、環境に配慮したライフスタイルを心がけるのみならず、地球環境の有限性や社会の未来像を視野に入れて持続可能な社会が実現するようなエネルギー、製品、交通手段の選択を心がけるなど、自分自身の日常生活以外のことにも総合的に深い関心を示したライフスタイルの概念です。

(P60)

[B]

BOD

「生物化学的酸素要求量」(P51) 参照。

[C]

CO

「一酸化炭素」(P46) 参照。

CO<sub>2</sub>

「二酸化炭素」(P53) 参照。

COD

「化学的酸素要求量」(P47) 参照。

## [E]

## ESCO（エスコ）事業

Energy Service Companyの略。ESCO事業者が、ビル等の省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、その結果得られる省エネ効果を保証する事業です。省エネ改修に要した初期投資、金利返済、ESCO事業者の経費等は、全て省エネによる経費削減分でまかなわれます。 (P15,20)

## [I]

## ISO14001

ISOとは、ジュネーブに本部のある「国際標準化機構」のことで、国際的な取引や協力を促進するため、あらゆる分野で国際的な規格の制定を行っています。ISO14001は、事業所を単位として、環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織や責任、プロセスなどの基準を定めた国際規格です。 (P12,13,32,76,80,81)

## [N]

## ng（ナノグラム）

10億分の1グラムをいいます。(P(41))

NO<sub>x</sub>

「窒素酸化物」(P52) 参照。

## [O]

O<sub>x</sub>

「光化学オキシダント」(P49) 参照。

## [P]

## PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 法

PRTRとは、環境汚染物質排出・移動登録と訳され、工場・事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するものです。これにより化学物質の排出・移動量の登録を通じて、環境リスクが管理されます。 (P9,23)

## pg（ピコグラム）

一兆分の一グラムをいいます。(P(37), (41))

## pH

「水素イオン濃度指数」(P51) 参照。

## ppm (Parts per million)

100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことです。1 ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気 1 ℓの中にその物質が 1 cm<sup>3</sup>含まれていること、また、水質汚濁物質の濃度表示では水 1 kgの中にその物質が 1 mg含まれていることを表します。 (P46, (26), (32), (38), (42))

## [S]

SO<sub>x</sub>

「いおう酸化物」(P46) 参照。

## SPM

「浮遊粒子状物質」(P54) 参照。

## SS

「浮遊物質量」(P54) 参照。

[T]

TEQ

毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位です。ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数（TEF）を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。

(P(37), (41))

[数字]

1,1-ジクロロエチレン

水よりも重く、常温では無色透明の液体で、揮発性があります。主に塩化ビニリデン樹脂の原料に使われています。塩化ビニリデン樹脂は、家庭用のラップフィルムのほか、人工芝、たわしなどの原料に用いられています。

(P(33), (36), (37), (39))

1,1,1-トリクロロエタン

塩素を含む有機化合物で、水に溶けにくく、また常温では揮発性が高い無色透明の液体です。かつては金属洗浄用やドライクリーニングの洗浄剤として使われていましたが、現在はほとんどが代替フロンの原料として使われています。

オゾン層を破壊する物質として、国内では原則として製造が禁止されています。 (P(33), (36), (37), (39))

1,1,2-トリクロロエタン

常温で無色の液体で、揮発性があります。主に、洗浄剤及び代替フロンの原料として使用されるトリクロロエチレンや、フィルムやコーティング剤の原料である1,1-ジクロロエチレンの原料として使われています。

(P(33), (36), (37), (39))

1,2-ジクロロエタン

二塩化エチレンともいいます。常温で無色透明の液体で、主にクロロエチレンの原料に使われています。発がん性の疑いがあります。 (P(33), (36), (37), (39))

1,3-ジクロロプロペン

常温で揮発性の高い可燃性の液体で、有機塩素系殺虫成分の有効成分（原体）で、土壤中の害虫防除に使われる農薬です。発がん性の疑いがあります。 (P(33), (36), (37), (39))

98%値（2%除外値）

日平均値で示されている環境基準の適否を長期的に評価するときに用います。

年間の有効な日平均値を大きい順にならべた場合、上位の値は変動が大きく、異常値や突発的な要素が多いといわれています。そのため測定値数の上位2%を除外した値のうち最高値で評価します。 (P(32))